

# 令和5年度一般会計予算特別委員会会議録

令和5年3月13日(月)

(開会) 10:00

(閉会) 17:01

## 【 案 件 】

### 1. 議案第4号 令和5年度 飯塚市一般会計予算

#### ○委員長

ただいまから令和5年度一般会計予算特別委員会を開会いたします。

この際、委員会の運営方法についてお諮りさせていただきます。審査の方法といたしましては、審査順序のとおり審査を進めてまいりたいと考えております。

まず、事前に通告のあった資料要求を行います。なお、通告以外の資料要求はその都度、お諮りしていきます。

次に、執行部から議案の補足説明を受け、各款の質疑に入りますが、表に示しておりますように、歳出は5つに区切り、歳入は一括して質疑を行いたいと思います。なお、歳出・歳入の両方にまたがるものについては、歳出のほうで、質疑をお願いします。

次に、継続費、繰越明許費、債務負担行為、地方債についての質疑を行います。

次に、各款・各条にまたがる質疑、及び答弁を保留した質疑を、総括質疑として行い、最後に討論、採決を行います。以上のような委員会運営を考えておりますが、よろしいでしょうか。  
( 異議なし )

ご異議もないようですので、そのような運営をさせていただきます。

次に、2月22日開催の本委員会において決定しました質疑の持ち時間制について、あらためてお知らせいたします。委員1人当たりの質疑時間は50分とし、残時間の通知については、モニターに随時、表示いたしますとともに、各委員の質疑持ち時間が5分を切ったときには、委員長よりお知らせします。

次に、審査は午後5時をめぐり、おおむね1時間ごとに休憩を入れたいと思っておりますので、審査が円滑に進みますよう、委員並びに執行部各位のご協力をよろしくお願いいたします。

次に、審査を行います過程で、案件に関係のない職員は、事務に支障をきたすことがないよう、また、委員会室内の密を避けるためにも、各職場で業務に当たっていただくようお願いいたします。

次に、執行部の皆さんに要望しておきます。本委員会がスムーズかつ能率的に運営できますように、各委員からの質疑に対してはその内容を確実に把握され、質問された部分に対するのみ、ハッキリと的確な答弁をお願いいたします。

最後に、委員の皆さんに要望いたします。既存事業の概要等については、既に御承知のことと思いますので、そのような質疑は、ぜひ割愛していただくようお願いいたします。また、会議出席者を最小限度とするため、審査ごとに区切り、答弁予定の職員のみ入室するよう事前をお願いしております。したがって、通告外の質疑をされた場合には、担当課が不在の場合もあります。通告外の質疑を行う場合は、事前に委員長にお知らせしていただくなど委員会のスムーズな進行にご協力をお願いします。

それでは、「議案第4号 令和5年度 飯塚市一般会計予算」を議題といたします。

資料要求一覧表のとおり、事前に資料要求の通告がっております。

執行部におたずねいたします。各委員から要求がおります資料は提出できますか。

#### ○財政課長

資料要求につきましては、各課にまたがりますので、財政課のほうで答えさせていただきます。

ます。要求のありました資料は全て提出させていただきます。

○委員長

お諮りいたします。各委員から要求がありました資料について要求することにご異議ありませんか。

( 異議なし )

ご異議なしと認めます。よって執行部に資料の提出を求めます。資料の準備ができております。案件に記載のとおり、サイドボックス内のフォルダに、資料を掲載しておりますので、ご確認をお願いいたします。

それでは執行部に補足説明を求めます。

○財政課長

「議案第4号 令和5年度 飯塚市一般会計予算」の概要についてご説明いたします。

令和5年度当初予算資料、3ページの当初予算集計表をお願いします。一般会計で874億2800万円を予算計上いたしております。令和4年度と比較しますと、64億8200万円の増、率にして8%の増といたしております。これは、好調なふるさと応援寄附金の増加に伴う、返礼品代などの経費とふるさと応援基金積立金の62億2802万5千円の増、物価高騰に伴う光熱水費、主に電気代ですが、4億113万1千円の増などが主な増加要因でございます。

4ページの当初予算概要書をお願いします。予算概要書は、予算の主なものにつきまして、費目ごとに事業の概要、予算額とその前年度比較、予算書のページ番号を記載いたしておりますが、令和5年度当初予算の資料より、事業を担当する課名、財源内訳とその前年度比較ができる様式に変更いたしております。

このうち、新規事業及び令和4年度当初予算と比較して増減額が大きい項目などの主なものについてご説明いたします。

まず、歳入でございますが、歳入の17%を占める市税は、事業者等の業績や所得の増加を背景に市民税で前年度と比較して2億7486万2千円の増、固定資産税で1億2295万5千円の増などを見込み、市税総額では4億3506万2千円増の148億7399万円を計上いたしております。

5ページをお願いします。歳入の約20%を占める地方交付税のうち普通交付税は、令和4年度の実績等を勘案しまして前年度と比較して6億円増の151億円を計上いたしております。市債の項目に記載しております臨時財政対策債を含めた実質的な普通交付税の総額は、2億8700万円増の154億100万円を計上いたしております。

寄附金のふるさと応援寄附金は、令和4年度の決算見込額などを勘案しまして、前年度と比較して35億円増の100億円を計上いたしております。

繰入金 of 財政調整基金繰入金は、当初予算における財源調整で、前年度と比較して6億1462万5千円増の37億4080万6千円とし、ふるさと応援基金繰入金は、令和5年度の寄附金を基金に積み立てた上で、令和5年度の事務経費に活用する分の68億9682万円と、令和4年度以前の寄附金を基金に積立てし、令和5年度事業に活用する分の16億3450万1千円の合計、85億3132万1千円を計上いたしております。

6ページから8ページにかけて記載している市債につきましては、臨時財政対策債の減等により前年度と比較して7億5240万円減の35億8260万円を計上いたしております。

8ページをお願いします。次に、歳出でございますが、一般会計及び特別会計の職員人件費の総額は、退職者及び新規採用者等の影響などを勘案して71億5717万4千円を計上し、会計年度任用職員人件費総額は18億535万3千円を計上いたしております。

歳出の約27%を占める総務費は、前年度と比較して68億1556万1千円増の235億827万7千円を計上いたしております。

9ページをお願いします。行財政改革推進事業費では、行政経営戦略策定事業費で、次期行財政改革大綱及び実施計画を策定するため、1799万7千円を計上し、業務改善・DX人材育成事業費472万5千円、10ページをお願いします。会議録作成支援事業費247万3千円など、行財政改革、行政事務の省力化に関する経費を計上いたしております。

穂波庁舎改修事業費では、穂波庁舎の大規模改修のため、7億7305万6千円を計上し、11ページをお願いします。筑穂庁舎改修事業費では、筑穂庁舎の外壁改修などのため、2891万2千円を計上いたしております。

目尾地域振興基本計画事業費では、旧目尾小学校グラウンドの整備経費2億8041万円を計上いたしております。

姉妹都市交流事業費では、サニーバール市との姉妹都市10周年記念事業費など、959万5千円を計上いたしております。

12ページをお願いします。ふるさと応援寄附事業費では、返礼品費など68億9685万1千円を計上し、ふるさと応援基金管理費では、寄附額と同額を積み立てる積立金100億円を計上いたしております。

市民意識調査費では、今後の市の施策、事業の参考とするための調査にかかる経費509万3千円を計上いたしております。

13ページをお願いします。定住化促進事業費のシティプロモーション推進事業費では、本市のPRを行い、移住定住を図るため、1882万8千円を計上し、移住支援助成事業費では、18歳未満の子どもに対する子育て加算を一人当たり30万円から100万円に変更し、640万1千円を計上いたしております。

デジタルデバйд対策事業費では、高齢者等を対象としたスマートフォンの操作方法などの教室を開催するため、644万8千円を計上いたしております。

14ページをお願いします。地域女性活躍推進事業費の家事・育児シェア啓発事業費では、家事分担、育児分担を可視化するシェアシートを作成し配付するため、90万円を計上し、15ページをお願いします。女性活躍推進事業費では、市内事業所の女性の意見交換会等の経費、197万円を計上いたしております。

16ページをお願いします。税証明交付事業費及び17ページをお願いします。各種証明関係費では、証明書発行時の手数料の支払いについて、クレジットカード、電子マネー、QRコードでの決済が可能なキャッシュレス決済対応レジを導入する経費などを計上いたしております。

歳出の約39%を占める民生費は、前年度と比較して9億8051万6千円増の336億8148万1千円を計上いたしております。

18ページをお願いします。窓口業務効率化事業費では、これまでの窓口業務委託に、子ども医療、ひとり親医療、重度障がい者医療にかかる窓口の委託を追加するため、369万3千円を計上いたしております。

高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画策定事業費では、計画の改定をするため、85万1千円を計上いたしております。

19ページをお願いします。敬老祝品支給事業費では、これまでの現金贈呈からカタログによる物品での贈呈に変更し、3153万2千円を計上いたしております。

高齢者デジタルコミュニケーション支援事業費では、令和4年度に引き続きスマートフォンの取得奨励補助金など1001万2千円を計上いたしております。

障がい児通所支援事業費では、前年度と比較して3億9417万7千円増の17億703万5千円を計上し、20ページをお願いします。障がい者自立支援給付費では、前年度と比較して3億632万8千円増の43億1990万8千円を計上いたしております。

21ページをお願いします。保育士確保対策事業費では、保育所等業務効率化推進事業費の

ほか6事業を計上いたしております。

未来の地域人財応援事業費では、小中学校の入学時に5万円、第3子以降の出産時に10万円の応援金を支給するため、1億4122万6千円を計上いたしております。

22ページをお願いします。子ども・子育て支援事業計画策定事業費では、次期計画の策定経費として、821万6千円を計上いたしております。

ヤングケアラー支援事業費では、ヤングケアラーの早期発見と必要な支援の経費として、185万円を計上いたしております。

23ページをお願いします。保育所等整備補助事業費では、私立幼稚園の認定こども園への移行に伴う施設整備費用を補助するため、3億9846万1千円を計上いたしております。

子どもの安心・安全対策支援補助事業費では、私立保育所等の送迎バスでの置き去り防止機器の設置費用及び、ICTを活用した子どもたちの見守り機器の導入費用を補助するため、418万円を計上いたしております。

病児保育事業費では、ICTを活用して病児保育施設の空き状況の確認や予約等ができるようにする費用に対する補助金を含めまして、1273万1千円を計上いたしております。

24ページをお願いします。楽市・平恒保育所統合事業費では、令和6年度の供用開始に向けた新園舎の整備経費、1億473万4千円を計上いたしております。

25ページをお願いします。庄内児童館大規模改造事業費、立岩児童センター大規模改造事業費、飯塚東児童センター大規模改造事業費では、3施設の大規模改造経費を計上いたしております。

生活保護扶助費では、前年度と同程度の86億4455万8千円を計上いたしております。

歳出の約7%を占める衛生費は、前年度と比較して2億4957万8千円減の56億9873万9千円を計上いたしております。

26ページをお願いします。健康づくり計画策定事業費、自殺対策計画策定事業費では、それぞれの計画の次期計画の策定経費を計上いたしております。

がん患者支援事業費では、がん患者の外見変化の支援として、医療用ウィッグや医療用補装具の購入助成及び40歳未満のがん患者の在宅療養にかかる生活支援をするため、166万5千円を計上いたしております。

27ページをお願いします。妊産婦運動相談事業費では、妊産婦の運動及び相談の教室の実施経費、259万9千円を計上し、多胎妊婦健康診査事業費では、多胎児を妊娠している妊婦に対し、通常14回の健康診査の助成を、5回追加して助成する経費、32万円を計上し、

28ページをお願いします。産婦健康診査事業費では、産後、間もない時期の産婦に対する健康診査を2回分助成する経費、1049万7千円を計上するなど、妊産婦に対する支援にかかる経費を計上いたしております。

出産・子育て応援事業費では、妊娠時、出産時の経済的支援をするため、1億475万円を計上いたしております。

29ページをお願いします。浄化槽設置促進費では、公共下水道区域の見直しに伴い下水道事業計画区域から除外された区域の補助金の加算経費を含む、1億2508万6千円を計上いたしております。

斎場管理運営事業費の衛生施設組合費、30ページをお願いします。その他の清掃総務費の衛生施設組合費は、ふくおか県央環境広域施設組合に対する負担金でございまして、合計で24億4789万9千円を計上いたしております。

歳出の約2%を占める農林水産業費は、前年度と比較して3億95万4千円増の15億7415万円を計上いたしております。

31ページをお願いします。農業振興基礎調査費では、持続可能な地域農業のための今後の取組の方向性を検討するための基礎データの調査経費、301万5千円を計上し、地域計画策

定事業費では、農地利用の目標像を明確化する地域計画や目標地図を作成するため、182万4千円を計上いたしております。

31ページから32ページにかけて、農地の多面的機能の保全や新規就農者等支援など農業振興のための各種補助制度にかかる経費を計上し、32ページから33ページにかけて、畜産業振興のための補助制度にかかる経費を計上いたしております。

33ページから34ページにかけて記載している目、農業施設費、目、農業土木費には、農業用施設の維持管理、改修経費を計上いたしております。

34ページをお願いします。鯉田地区遊水池新設事業費では、浸水対策事業として遊水池を整備するため、3億730万円を計上いたしております。

歳出の約2%を占める商工費は、前年度と比較して1億8179万5千円増の14億7487万円を計上いたしております。

地元ブランド化推進事業費では、いづかブランド認定にかかる経費と認定製品等のPR経費として2074万6千円を計上いたしております。

35ページをお願いします。周遊商業エリア連携事業費では、中心商店街、イオン穂波店、カホテラス、ゆめタウンの4商業施設の連携を図り、回遊性を高める周遊バスの運行経費、及び最先端設備等導入補助金など、合計で1億2134万7千円を計上いたしております。

筑前茜染活用事業費では、筑前茜染め製品を作製し、ふるさと応援寄附金の返礼品に活用する経費など、2820万円を計上いたしております。

36ページをお願いします。起業家育成事業費では、起業を希望する学生などの起業家精神の醸成と相談環境を整備する委託料、527万8千円を計上いたしております。

37ページをお願いします。地域活性化応援券発行事業費では、プレミアム率30%の6500円分の商品券を、キャッシュレス化を推進するため、電子券で16万口、QRコード付カードで4万口、合計13億円分を発行する経費と地域活性化応援券発行事業で使用する「いづかPay」の体験講座の開催経費など、2億5778万9千円を計上いたしております。これに合わせキャッシュレス決済推進事業費で、事業者のQRコード決済、バーコード決済を導入する費用を補助するため、2509万8千円を計上いたしております。

38ページをお願いします。海外販路開拓事業費では、市内事業者のベトナムでの販路開拓を図るため、物産展及び市場調査等の経費、567万2千円を計上いたしております。併せて、海外展開支援補助事業費で、海外へ事業拡大を図る事業者に補助するため、250万2千円を計上いたしております。

地域雇用活性化推進事業費で、地域での就職促進を図るため、飯塚地域雇用創造協議会負担金など、4229万3千円を計上し、外国人材雇用支援事業費で、市内企業の人手不足の解消を目的に、外国人材の就業環境の整備費用等を補助するため、237万5千円を計上いたしております。

歳出の約5%を占める土木費は、前年度と比較して2億8132万2千円減の45億1399万5千円といたしております。

39ページをお願いします。定住化促進事業費では、住宅取得移住奨励事業費で1億5073万3千円、住宅改修補助事業費で2004万4千円、戸建て中古住宅取得補助事業費で2200万6千円を計上いたしております。

40ページから41ページにかけて記載している目、道路橋りょう維持費、道路橋りょう新設改良費では、市道の維持管理、改修等整備に係る経費を計上いたしております。

42ページをお願いします。河川維持管理費では、本市が管理する河川のしゅんせつ、護床・護岸の改良にかかる経費を含め、1億3638万8千円を計上いたしております。

菰田・堀池地区活性化事業費の飯塚駅周辺整備事業費では、JR飯塚駅の自由通路、駅舎や駅前広場等の整備のため、1億9548万4千円を計上いたしております。なお、菰田・堀池

地区活性化事業費は、総額で2億6715万9千円を計上いたしております。

43ページをお願いします。市民公園整備事業費では、新体育館がある市民公園の整備計画を策定するため、5602万円を計上いたしております。

43ページから44ページにかけて記載している下水道費の浸水対策事業費は、ポンプ場や雨水幹線の整備費用など、3億8261万6千円を計上し、農林水産業費で計上している分も含めた浸水対策事業費の総額では7億991万6千円を計上いたしております。

44ページをお願いします。相田公営住宅建替事業費では、地盤調査委託料など、3553万3千円を計上いたしております。

歳出の約2%を占める消防費は、前年度と比較して9517万3千円減の19億4974万6千円といたしております。

飯塚地区消防組合費では、一部事務組合に対する負担金、16億1462万円を計上いたしております。

45ページをお願いします。消防団運営費では、消防団員の報酬体系・単価を改定及び消防団の出動状況等を管理するシステム導入経費など、1億6457万7千円を計上いたしております。

歳出の約9%を占める教育費は、前年度と比較して5億2218万1千円減の77億2251万8千円といたしております。

46ページをお願いします。奨学資金貸付事業費では、奨学資金の貸付に係る経費を計上いたしておりますが、令和5年度募集人員を2名増の20名といたしております。

体験型キャリア教育事業費では、項、教育総務費で計上している事業会場の施設・設備の管理運営経費のほか、項、小学校費で経済体験学習事業費、項、中学校費で生活設計体験学習事業費を計上しており、令和5年度より全校を対象として実施いたします。

48ページをお願いします。プログラミング教育推進事業費では、企業版ふるさと応援寄附金を活用して、プログラミングコンテスト全国大会やIT企業の見学などの委託料など、項、小学校費で658万1千円を計上し、項、中学校費で238万8千円を計上いたしております。

項、小学校費の目、学校整備費では、内野小学校大規模改造事業費3億2607万1千円、小学校洋式トイレ整備事業費718万4千円などを計上いたしております。

50ページをお願いします。項、中学校費の目、学校整備費では、二瀬中学校大規模改造事業費1億1129万9千円などを計上いたしております。

51ページをお願いします。嘉飯桂地域未来の地域リーダー育成事業費では、嘉飯桂地域の中学2年生を対象とした、リーダー育成プログラムを実施するために福岡県・嘉麻市・桂川町・本市で構成された実行委員会の負担金、110万円を計上いたしております。

52ページをお願いします。コミュニティセンター改修事業費では、大規模改修にかかる設計委託料など、4938万円を計上し、53ページをお願いします。子ども図書館整備事業費では、整備に係る設計委託料など、1394万9千円を計上し、嘉穂劇場保存整備事業費では、保存活用計画及び改修計画の策定に係る委託料など、2421万5千円を計上し、文化会館改修事業費では、6億7427万8千円を計上いたしております。

54ページをお願いします。全国大会等出場報奨事業費では、全国大会の報奨単価を改定し、新たに国際大会を追加して報奨金を交付するため、スポーツ部門で327万5千円を計上し、文化部門で100万3千円を計上いたしております。また、スポーツツーリズム推進のため、スポーツツーリズム推進事業費では、飯塚市内で開催する九州大会以上かつ市内宿泊などの一定の条件を満たすスポーツ大会に対し補助金を交付する経費、452万円を計上し、スポーツボランティア推進事業費では、その普及を図る経費、3万2千円を計上いたしております。

スポーツイベント開催事業費では、新体育館の周知、気軽にスポーツに親しむきっかけづくりとなるイベントを開催するため、100万円を計上いたしております。

55ページをお願いします。保健体育施設整備事業費では、市民公園運動広場施設整備費3298万4千円など、スポーツ施設の改修などの経費を計上いたしております。

総合体育館落成記念事業費では、落成式の経費及び記念イベント「高校生男子のバスケットボールの強豪校による飯塚カップ」の開催経費、499万9千円を計上いたしております。

グラウンドゴルフ場整備事業費では、工事費など5億9237万4千円を計上いたしております。

56ページをお願いします。災害復旧費では、農業施設災害復旧費で、令和3年の豪雨で被災した境ため池にかかる家屋補償費の算定にかかる委託料、603万2千円を計上いたしております。

歳出の約8%を占める公債費は、前年度と比較して3億1501万6千円減の68億4469万6千円を計上いたしております。

予備費は、不測の経費に備え、前年度同額の1億円を計上いたしております。

57ページをお願いします。繰越明許費は、穂波庁舎改修事業、以下8件につきまして、年度内に事業完了が見込めない事由により設定するものでございます。

債務負担行為は、ふるさと応援寄附事業事務代行手数料、以下16件につきまして、債務が後年度にまたがりますので、設定するものでございます。

72ページ以降に、前年度との比較資料、市債及び基金の状況表などを添付しております。資料の説明は、省略させていただきます。以上で、補足説明を終わります。

#### ○委員長

補足説明が終わりましたので、ただいまから各款の質疑に入ります。

まず、「第1款 議会費」及び「第2款 総務費」の質疑を許します。

初めに、質疑通告されております67ページ、一般管理費、行財政改革推進事業費について金子委員の質疑を許します。

#### ○金子委員

まず、私のほうから、67ページに掲載されております、行財政改革推進事業費についてお尋ねいたします。これはかなり予算計上が多くされているというふうに感じます。今後様々な取組をされていくというふうに思われますけれども、どのような課題意識に基づいて、予算計上されたのか、お尋ねいたします。

#### ○業務改善・DX推進課長

令和5年度の事業といたしまして、大きなものは、計画期間が経過いたします飯塚市第2次行財政改革大綱及び飯塚市第2次行財政改革後期実施計画に続く、新たな大綱及び実施計画の策定事業がございます。これまでも市民等との協働による行政運営の推進、効果的で効率的な行政運営の推進、持続可能で健全な財政基盤の確立、時代に対応できる組織改革と人材育成の推進の基本方針を掲げ、取り組んでまいりましたが、人口減少や少子高齢化の進行による人口構造の急激な変化により生じる新たな社会的課題に対応し、市民サービスを維持向上するためには、さらに、新たな視点を取り入れた戦略的な行政経営が求められるものと認識をいたしております。そのような認識の中、次期大綱では、デジタル・トランスフォーメーションの推進や働き方改革、デジタル人材の育成等の視点を取り入れてまいりたいと考えておるところでございます。特に、人材育成につきましては、業務改善や、デジタル・トランスフォーメーションを含めた、業務改革を継続的に実践できる人材を育成することが重要であると考えておるところでございます。

#### ○金子委員

このデジタル・トランスフォーメーションという、大切なことは先ほどおっしゃいましたように、人口減少や少子高齢化の進行による人口構造の急激な変化により、新たな課題が生じる。そのために、市民サービスの向上を維持向上するために必要だということで、単に、業務をデ

デジタル化するのではなくて、市民の目線に立って、どのように改革、改善するかというのが大変重要だというふうに考えます。この点に関して、これまでに取り組んだ状況、また予算についての考え方を教えてください。

○業務改善・DX推進課長

委員がご指摘のとおり、デジタル・トランスフォーメーションを推進していく上では、デジタル化は目的ではなく、あくまで手段であり、市民目線、ユーザー目線での改善や改革が重要であると考えております。これを踏まえまして、本年度は、デジタル・トランスフォーメーション推進に係る全庁的な認識共有、機運醸成のため、市長以下全職員にDXマインドセット研修を実施したところでございます。また、各部局から選出いたしました若手職員を対象に、行政事務と親和性の高い業界の経営者を講師に迎え、利用者起点の考え方を学ぶためのユーザーインターフェース、ユーザーエクスペリエンス研修を実施いたしており、参加者からは、今までにない内容の研修であり、業務に取り組む姿勢を考え直し、業務改善を始めるよい機会になったといった意見も得ておるところでございます。令和5年度におきましても、さらなる認識共有や機運醸成が必要と考えておりますので、eラーニングを含めた様々な研修に取り組むとともに、先進地への視察や各種セミナーへの参加を通じて、技術起点ではなく、利用者起点による、行政経営の改革、改善に取り組んでまいりたいと考えておるところでございます。

○金子委員

では、このノーコードアプリケーション作成システム利用料とありますが、この事業内容について、詳細をお答えください。

○業務改善・DX推進課長

業務改善の一つの手段といたしまして、システムやアプリケーションの開発をITベンダーに委託することがございますが、構築費や保守費用の増加などの問題もございます。ノーコードアプリケーションは、ソースコードの記述、いわゆるプログラミングといった専門的な知識がなくても、職員が簡単な操作で、アプリケーションを開発できるといったものでございます。複雑なアプリケーションの開発はできませんけれども、作成が容易であり、ITベンダーを介さず、職員自ら、トライアンドエラーによる修正ができるため、スピーディーな業務改善やデジタル人材の育成につながるものと考えております。なお、令和5年度は、実証事業として実施する予定でございます。

○金子委員

先ほどデジタル化は、目的ではなくて、あくまで手段である。市民目線、ユーザー目線の改善改革が必要だということをおっしゃいました。日頃の業務をしながら、またこのデジタル化を進めていくのは大変なことかと思えますけれども、市民目線による改革を進めていただきたいと思っています。どうぞよろしく願いいたします。

○委員長

次に、一般管理費、その他の一般会計管理費について永末委員の質疑を許します。

○永末委員

69ページ、一般管理費、その他の一般管理費の財務書類等作成事業費についてお聞きいたします。まず、この委託料762万8千円が計上されておりますけれども、財務書類とはどのようなものでしょうか。その作成の目的や必要性について答弁を求めます。

○財政課長

財務書類等とは、企業会計などで行われている複式簿記の手法を用いて作成した財務書類4票のことで、具体的には、貸借対照表、行政コスト計算書、純資産変動計算書、資金収支計算書の4種類がございます。財務書類は、財務情報の分かりやすい開示、財政運営や政策形成を行う上での基礎資料とすることを目的に、統一的な基準による財務書類等を作成することを求められているもので、義務的に作成が必要となっているものでございます。また、財務書類



の作成には時間外勤務を含め、かなりの時間を要していることから、財務書類の分析や活用ができていない状況でございますので、委託することで、分析や活用の時間を確保したいと考えております。

○永末委員

それでは委託内容は、具体的にどのようなものになる予定でしょうか。

○財政課長

統一的な基準による財務書類等の作成における全過程を委託することを考えております。具体的には、決算数値の仕分、そのうち資産形成に関する経費の固定資産台帳への反映、財務書類4表の作成、及び簡易的な分析を委託する予定でございます。

○永末委員

それでは委託時期及びその業者選定の方法につきまして、どのような予定になっておりますでしょうか。

○財政課長

委託時期につきましては、決算に係る分析等の作業が一段落する7月頃を予定しております。また、業者の選定方法につきましては、プロポーザル方式、または一般競争入札を検討いたしております。

○永末委員

すみません。大体、内容が分かりました。先ほど課長に答弁いただきましたけど、事業の趣旨として、財務書類の分析でありますとか、活用が現状できてないので、この委託を出すことで、分析や活用の時間を確保するというふうな趣旨だということでお聞きしました。このあたり、これが委託されることで、どのようなイメージで、こうなんでしょうね、分析や活用というのが進んでいって、それが何かこう、今後の市政の運営において、どのようなメリットといいますか、有益な部分が生じるというふうに、まだ具体的に、これからですので、あれでしょうけど、イメージ的なものでも構いませんので、答弁いただけますでしょうか。

○財政課長

一番のメリット、活用するメリットとしましては、資産台帳によります将来の公共施設へのどの程度の改修費用といった、そういった推測ができるようなところだと思います。それから、全国统一で作る財務書類となっておりますので、他市比較ができると。他市比較をして、飯塚市はどのような状況にあるというのが見えやすくなるのではないかと考えております。

○永末委員

分かりました。また、そういったものができましたら、しっかりと見させていただこうと思います。

○委員長

次に、71ページ、文書広報費、広報管理運営事業費について永末委員の質疑を許します。

○永末委員

続けてですけど、失礼いたします。71ページ、文書広報費、広報管理運営事業費、情報発信力強化事業費につきましてお聞きいたします。まず、この情報発信力強化事業の概要及び、予算要求している事業につきまして、答弁を求めます。

○情報管理課長

まず、概要につきまして先にご説明をいたします。この事業は、本市の行政情報、地域情報をSNSにより、情報を配信する事業となっております。主な概要につきましては、本年3月1日にリニューアルしたLINE機能拡充に伴う事業が主となっております。具体的には、登録者が必要とする情報のみの配信や、ごみ収集日の定期的なお知らせが可能となりました。LINEトップ画面下の選択メニューを、くらし手続、子育てや防災を中心に増やしたことで、ホームページなどへの欲しい情報を取得しやすくなっております。また、道路や公園遊具の

破損等の通報もLINEで可能となり、機能面も充実しております。なお、リニューアルを積極的に周知するため、周知用のポスター200部、チラシ1万5千部を作成し、市内公共施設、市内21か所の郵便局、新飯塚駅に配布等を終えたところです。

次に、令和5年度予算要求ですけれども、2本立てとなっております。1つは今回のLINE機能拡充に係るシステムの利用料と保守費、もう一つは、拡充した機能について、市報で2回分の特集を組む印刷製本費となっております。

○永末委員

今答弁いただきましたように、私もこのLINE、登録させてもらって、3月1日からリニューアルした分を見ましているいろいろと今までとは違う形になって、情報が充実しているなというふうに今見ております。今答弁いただきました部分からしますと、その辺りをしっかりと、次年度も運用して、それを拡張した機能について、しっかりと広報していくというふうな予算というふうに理解しました。ただ、私はその方向性につきまして、全くもって賛同しておりますので、しっかりとやってくださいということで、応援する立場で質問させていただいているんですけど、ただ、やはりただ単に、それを広報物を作成して、それをどんどん配れば、それをすることで、単純に伸びるというものでもないと思いますので、しっかりと現状の分析というものをした中で、効果的なものを行っていくべきではなかろうかと考えているんですけど、まず、飯塚市において、この公式LINEというのが、どのような形で運営されているのか。そもそも情報の発信をどのような形で、取りまとめて、どのような課がそれを発信しておるのか、ちょっとその部分、答弁をお願いします。

○情報管理課長

運用についてお答えします。まず情報配信に係る基本的な考え方や個人情報などの発信してはいけない内容などのルールを定めております飯塚市ソーシャルメディア運用に関するガイドラインを基に運用をまず行っております。運用の内容ですけど、基本的に登録者に配信したいものがある課は、課内決裁を経て、情報管理課に原案を送付、情報管理課で内容を再度精査し、情報管理課による一元配信を行っております。また、今回のリニューアルによりまして、担当課からの配信も可能となりましたが、担当課によるガイドラインの遵守等のほか、情報リテラシー向上が一定程度図られるまでは、情報管理課にて、一元配信を当面続けることで考えております。

○永末委員

分かりました。私もSNS等を使って、いろいろとちょっと、発信のほうをさせてもらっていますので、やはりその情報の選別といいますか、しっかりと誤った情報を流さないことであるとか、不適切な表現をしないであるとか、そういったことは、私としても注意しなくちゃいけないと常々思っていますし、当然それは行政のほうでもそういった形でされているのかなと思います。先ほど分析面のことをちょっと申し上げましたけど、少しその部分を聞かせていただきます。まずもって公式LINEの登録者数というのが、最新の状況でどの程度把握されているのか、またその登録者における男女割合、年齢階層割合とか、分かりましたらお願いします。

○情報管理課長

まずは、LINEの直近の登録者ですけど、昨日、3月12日現在で1万1292名となっております。また、登録者の割合ですけれども、男女比等が、まず男性が約3割、女性が約7割と女性のほうが多くなっております。また、年代別となりますと、50代以上が約4割強と一番多くなっております。次に40代が3割弱、30代が約2割、20代以下の登録者が約1割程度と一番少なくなっております。

○永末委員

分かりました。LINE、かなりの方が利用しているサービスですので、若い方にもしっか

りと浸透しておるのかなと思ったんですけど、実際聞いてみますと、そういう状態ではないということで、よく現状が分かりました。今回予算をつけることで、ここら辺の機能をしっかりと周知していきたいということかと思うんですけど、今の先ほどの現状等踏まえまして、事業担当としまして、登録者数や各種の割合に対して、どういった分析をされておるのか、また、どのような目標を指標として持たれておるのか、答弁をお願いします。

○情報管理課長

まず分析ですけど、他市との比較も申しますと、飯塚市がLINEの登録者数の人口に対する割合は約1割弱となっております。県内の同程度の人口規模の自治体や近隣自治体よりも低い数字となっております。そこも踏まえまして、あと若手という点も踏まえまして、今後は若い世代に登録してもらえようようなアプローチが必要と考えております。次に、目標としましては、最終的には、世帯ベースの約6万人というところは、大きく掲げておりますけど、まずは、1年後には、登録者数2万人、割合数20%以上に届くよう努力していきたいと思っております。

○永末委員

最後の質問とさせていただきます。そうですね、世帯ベース6万人というのが一番、最終目標としてはあるべきでしょうし、まず、ステップとして登録者数2万人、割合20%、しっかりと達成していただきたいと思っております。今年度は、LINEの拡張機能について、予算が付与されたことで、積極的な事業をされていると思っております。ただ、先ほどやはり問題点といいますか、課題として、若い方に向ける登録者数の増加の方策が必要かと思っておりますけれども、先ほど大きな目標のほうを示されましたけど、若い世代の方、この実際公式LINEの登録に心理的なハードルとかがあるのかもしれないけれども、この点につきまして、最後どのように考えておるのか、答弁を求めます。

○情報管理課長

委員が言われるように、若い世代の方は、市の公式LINEと聞くと、かたい印象というのをもちかかもしれないとも分析をしております。そこで来年度は、若い世代が集まるような場所や、子育て施設にLINE機能の案内周知を行っていきながら、若い方に好まれる写真や動画を様々な場面で活用することが大切と考えております。例えば、ショートムービーによるLINE機能拡充の宣伝の配信を行うなど、若い世代の方も見てみたい、登録したいと思ってもらえ、どの世代にも分かりやすく、身近な存在となり得る配信を行っていきたくと考えております。

○永末委員

最後、要望で終わります。今、ちょっといろいろ質問させていただきまして、一つちょっと見えたのが、やはり若い方の登録を増やさなくちゃいけないという一方で、今回の予算について、その広報について、市報などを情報配信ということですので、その市報を、どの程度の若い方が見ていくのかというのは、ちょっと答弁との部分で、整合性的にどうなのかなというのは、ちょっと感じました。なので、やはりこれもちょっと以前から提案してはいますが、今回予算計上されている部分というのは、それはそれでしっかりと行っていただいているのかなと思うんですけども、プラスアルファでやはり以前から申し上げているように、今回はいろいろ情報を選択して、登録できるようになったということですので、子育てでありますとか、就職でありますとか、そういった場面でしっかりとLINEに登録しておけば、そこら辺の情報が、有益な情報が得られますよというふうなものを、そのセグメントごとにしっかりと伝えていくというのが必要かと思っておりますし、もしかしたらインセンティブですね、登録することによるインセンティブというのを、何らかの別の形でのフォロワー増加数の提案なども、検討されてはどうかと思いますので、職務代行者を含めまして、久世職務代行者を含めまして、しっかりと検討をしていただければと思います。

○委員長

同じく71ページ、文書広報費、広報管理運営事業費について金子委員の質疑を許します。

○金子委員

私のほうから、声の市報録音36万円についてお尋ねいたします。これは謝礼金とありますが、この支払い先、金額について教えてください。併せて、その業務内容についても教えてください。

○情報管理課長

まずは、支払い先と金額ですけど、まず、音訳いづか様に謝礼金として月額2万円を払っております。また、穂声様に月額謝礼金として1万円を支払っております。また業務内容につきましては、音訳いづか様には、カセットテープ及びデジCDへの吹き込み作業、穂声様には、そのマスターを基にしたダビング及び対象者への配布をしていただいております。

○金子委員

この音訳いづかさんには2万円、穂声さんには1万円ということですがけれども、この謝礼金の算定の根拠を教えてください。

○情報管理課長

金額につきましては、合併前より、先ほど申した金額となっております、趣旨としては、ボランティア団体様への謝礼として、お支払いをしているものとなっております、算定根拠につきましては、分かっておりませんが、他自治体の金額と同程度になっているところでございます。

○金子委員

このデジCD、またそしてそのテープという吹き込みやこのダビングについて、どのような機器で行っているのでしょうか。またその機器はどのような方が支払いしているというか、持っているのか、また、故障はどういうふうな対応をしているのか教えてください。

○情報管理課長

まずデジCDへの録音及びダビングは、パソコンにて行っておりまして、テープへの吹き込み及びダビングはカセットデッキにて行っておられます。また所有につきましては、それぞれ音訳いづか様と穂声様となっております。故障時の対応ですが、故障時の対応は各団体様にて行っておりまして、なお、現時点で機器の故障等はなく、声の市報の音訳業務には支障がないということで伺っておりまして、現時点で、機器等の故障で録音やダビングでお困りの点はないと伺っております。

○金子委員

私もこの質問をするに当たり、この団体の方にちょっと調査をさせていただきました。そして、実際自分たちも今はテープを使っている方、もうかなり減ってきているはいるものの、やはりまだその方もいらっしゃる。そして一番の不安は、だんだん穂声さんやもう一つの音訳いづかさんの登録の方たちが、かなり減ってきているというのが大変不安だと言われました。また、今回の質問で、この市報やまた社会福祉協議会の情報が、それぞれの情報が、それぞれ2つの団体を通して、視覚障がいのある方へ届いているという実態が分かりました。そこのお金の流れとかが結構あやふやだったりしているなというのが私の印象です。そしてまた、録音されているところの団体は、困っていないという状況もあったとしても、その先が困っているという話も聞きました。デジCDをかけることが壊れてしまったときには、結局、どこに行ってもいいか分からないので、結局穂声さんたちが対応しているという話も聞いております。情報アクセシビリティコミュニケーション施策推進法というのが出てきておりまして、様々な情報を全ての方に不平等ではなく平等に渡していくことが、この先に求められます。ぜひ、市として、今後、困ったことがないように対応をお願いいたします。この声の市報の録音については以上なんですが、もう一つ、広報管理運営事業費について、一つ、要望させていただきま

す。

先ほど永末議員のほうからLINEの公式LINEが発信されているということで、私も登録させていただいております。それでLINEの中で、ちょっと気になる点があったので、ご指摘させていただきます。基本メニュー画面というのが上がって、その中で子育て・教育というところが出てきます。本当に小さなことなんですけど、気がつかないけど、やはり傷つく方がいらっしゃるのではないかなと思って言わせていただきます。よく見ると、この保育所（園）、小中学生というこのイラストなんですけど、よく見ると、スカートをはいている子のほうが小さく書かれているんですよ。どういうことか分かりますかね。つまり女性、スカートをはいているほうが、背が低いんだという先入観だと思うんですよ。これは本当に必要なんですか。性の多様性を考えるときに、こういうイラストもしっかりチェックして、先ほどガイドラインを言われましたけれども、男女平等の視点から、ジェンダー平等の視点から、イラストもしっかりチェックしていただくよう、要望として伝えておきます。

○委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 11:04

再 開 11:15

委員会を再開いたします。

次に、79ページ、企画費、目尾地域振興基本計画事業費について、奥山委員の質疑を許します。

○奥山委員

私のほうからは、目尾地域振興基本計画事業費についてお伺いいたします。名前のように、目尾地域ということで、目尾地区ではなくて、この地域にかなり広い地域にまたがっている。基本計画が、吉北地区ですかね、津島とか柳橋等、かなり大きな広さの地域のことを言うんだらうと思います。私がまだ議員になる前からこの計画は既にあったものだというふうに思いますけれども、今回この整備事業については、目尾小学校のグラウンドを整備するというので、私が思っているのは、目尾小学校は2016年ですかね、閉校になってはいますが、目尾の方だけの地域ではなくて、飯塚市民の皆様、そういう施設の一つだらうというふうに思いますけれども、この整備の目的について、どのようになっておるのか、お伺いをします。

○総合政策課長

目尾地域振興基本計画につきましては、平成25年12月に、地元住民の代表で構成された基本計画の検討委員会より答申がなされ、それを受けまして、市内部での協議・調整及び地元への説明や協議等を経まして、平成31年3月に目尾地域振興基本計画実施計画を策定しております。実施計画につきましては、検討委員会からの答申内容を勘案した内容となっております。旧目尾小学校跡施設は、地域住民に開放し、利活用ができる施設とするよう計画しておりましたことから、その方向性に沿って、施設整備を実施するものでございます。

○奥山委員

次に、既に学校が閉校になった後、目尾小学校の体育館であるとか、グラウンドについては、もう利用をされているんだらうというふうに思いますけれども、今回やるこの整備事業、それにまたプラスしてやるんだらうと思いますけれども、どのような工事内容になっておるのか、お尋ねします。

○総合政策課長

グラウンド整備工事の内容につきましては、グラウンドの排水機能向上のための雨水排水のU字側溝や暗渠管、汚水管の埋設工事、照明やフェンスの設置、また、グラウンド内の真砂土や遊歩道舗装工事、駐車場進入路のアスファルト舗装工事などとなっております。

○奥山委員

グラウンド面は、やらないということですかね。グラウンドの周りのフェンスであるとか、雨水排水ですかね。私が思うのは先日も一般質問でもありましたように、今サッカー場のいろんな質問が、同僚議員がやっておりますが、そういうものができるような希望としては、やっていただければというふうに思います。

次に、整備工事のスケジュールは、どのようになっているのか伺います。

○総合政策課長

スケジュールにつきましては、今年度、グラウンド整備工事の設計が終了しております、来年度は、グラウンドの整備のほかに、駐車場の整備工事、舗装や街灯設置等の工事も併せて行うようにしております。駐車場の整備工事につきましては、令和5年度内で完了する予定ですが、グラウンド整備工事につきましては、来年度から令和6年度の当初までかかる予定となっております。これら旧目尾小学校跡施設の整備を行うことにより、地域において活用していただき、地域の振興及び活性化を図っていくものでございます。

○奥山委員

最後要望になりますが、グラウンド、それから体育館も既に整備されていると思えますけれども、目尾地域の皆様だけではなくて、飯塚市全ての皆様が利用しやすいように整えていただければというふうに思います。それと、先ほども申し上げましたけれども、サッカーができるような広さがあるかどうかというのはちょっと分かりませんが、そういう面もとれるようなものになるように要望して、この質問を終わります。

○委員長

次に、80ページ、企画費、国際化推進事業費について金子委員の質疑を許します。

○金子委員

私のほうから80ページの国際化推進事業費、1155万5千円についてお尋ねいたします。サニーベールとの交流が10周年を迎えるということで、姉妹都市10周年記念行事が行われるということを書いてありましたが、これについて、どのような交流をされるのか、また今までどんな交流をしてきたのか、お聞かせください。

○国際政策課長

まず、アメリカのサニーベール市との関係でございますが、2013年12月に友好交流関係協定を締結し、その後、2016年12月に姉妹都市協定を締結いたしました。これまでの姉妹都市交流の主なものといたしましては、サニーベールの中高生を受入れ、ホームステイや学校での交流を行う姉妹都市交流事業、市内の中高生をサニーベール市の現地研修に派遣し、ホームステイや、現地学生との交流を通して、多文化への理解やコミュニケーション能力を向上させ、将来の飯塚市を担う人材を育成するグローバル人材育成研修事業、大人の交流として、アダルトエクスチェンジプログラムを行っております。また、市内小学校では、児童の絵画を送るデジタルアートエクスチェンジ、両市の図書館内に紹介コーナーを設けるなどの交流も行われております。新型コロナウイルス感染拡大の期間におきましては、オンラインによる交流や、両市の美術協会で、コラボ作品の作成が行われております。

○金子委員

10周年といっても本当にいろんなことがあったのではないかと思います。市がもちろんのこと、市民の方たちの協力があったので10年を迎えるのではないかと思います。特に、コロナになった後に、かなりの努力をされながらこのオンラインによる交流などを、され続けたことは本当にすばらしいなと思っております。またこの交流の状況で、大人の交流というものがありまして、アダルトエクスチェンジプログラムというのがあるんですけれども、この事業についてももう少し詳しく教えてください。

○国際政策課長

アダルトエクスチェンジプログラムにつきましては、2016年から飯塚友情ネットワーク

とサニーベール姉妹都市協会とで事業が開始されました。個人の趣味や職業等に合うように、飯塚市の大人とサニーベール市の大人をマッチングし、ホームステイや市内観光等による国際交流を行うために、これまでサニーベール市から延べ18名の受入れを行っております。また、飯塚市からも、延べ8名がサニーベール市を訪れ、交流をされております。

○金子委員

サニーベールからは18名で、飯塚市からは8名が交流されたということなんですけれども、この予算については、どのようになっていますでしょうか。

○国際政策課長

令和5年度の姉妹都市交流事業におけるアダルトエクスチェンジプログラムの予算につきましては、サニーベール市から3名来飯されることを想定いたしまして、本市で受け入れる際の記念品料、歓迎レセプションの謝礼金、ホームステイで受入れしてくださる家庭の謝礼金等を計上いたしております。

○金子委員

今回10周年記念を行うということですが、その予算について詳しく教えてください。

○国際政策課長

姉妹都市交流10周年事業の予算につきましては、これまで培ってきた両市の友好的な交流を総括し、ともに祝うため、8月に飯塚市交流団として、サニーベール市を訪問し、記念行事への参加等に関する経費と、それから10月にサニーベール市交流団をお迎えし、歓迎レセプションや記念行事及び市内観光を行うための経費を計上いたしております。

○金子委員

この8月に飯塚市から訪問し、10月からサニーベールから来られるということですが、この8月にサニーベールへ訪問する姉妹都市交流事業委託料の中に、市民交流団の参加費の渡航費用は含まれているのでしょうか。また、参加者への費用補助はありますか。

○国際政策課長

姉妹都市交流事業委託料につきましては、渡航費、宿泊費は、自己負担とし、委託料に含まれておりませんが、共通経費として、バスの借上料、研修費、記念行事等における食事代は含まれております。また、ホームステイをされる方につきましては、宿泊費の負担はございません。

○金子委員

この中高生が参加するグローバル人材育成というのは、研修費用が7割ということで、市が負担されています。そしてその後、帰国報告会をされているんですけど、私も参加させていただいたことがあります。とても子どもたちが生き生きしていて、いい発表をされるなど、いい経験をされてきたんだなと思いました。もともとは中学生だけの交流だったと思うんですけども、中学生が受験等があるということから、高校生が行けるようになったという経緯があったのではないかと思います。その中で、大人の交流が飯塚市、やはり見ても、先ほども、飯塚市から8名、サニーベールから18名ということで、少ないなど、半分以下ということでやはり少ないなという印象を持ちます。大人の交流についても少し増やしていただければというふうに思います。例えば、国際交流の報告を市に提出するということを条件に大人、例えば、市内に住んでいる大学生とか、市内にある大学に通っている人たちというところで、増やしていただければというふうに要望いたします。というのも、これだけ、経済的な困難ということも言われますし、また円安の影響もあって、海外に行きたくても行けないという若者が増えております。国際交流が進めていく本市であれば、中高生だけでなく、大人自身が交流できるような取組を進めていただきたいと思います。要望させていただきます。

○委員長

次に、企画費、その他の企画費について金子委員の質疑を許します。

○金子委員

市民意識調査費についてお尋ねいたします。この調査の目的についてお尋ねいたします。

○総合政策課長

市民意識調査の目的につきましては、時代とともに変化する市民意識の動向と、多様な市民ニーズを科学的、統計的に把握し、今後の市の施策や事業の検討、推進及び評価の基礎データとして活用するために実施するものでございます。これまでは、おおむね5年に1回程度で実施していたものを、より短いスパンで、市民意識の変容を捉えて、現在の社会情勢の目まぐるしい変化への対応も踏まえながら、施策等の実施に生かしていきたいと考えております。

○金子委員

では、この調査対象者は何人ぐらいを規模と考えているのか、また項目についてお尋ねいたします。

○総合政策課長

調査対象者の人数につきましては、18歳以上の市民の方を6千人、無作為抽出して実施いたします。調査は郵送による調査になりますが、調査票の表紙にQRコードを添付して郵送いたしますので、ウェブによる回答も可能な方法での調査を行うこととしております。また、調査項目につきましては、総合計画に掲げる40施策に対する満足度と重要度の把握がメインの項目となっております。そのほかの項目といたしましては、住みやすいと思う点や、住みにくいと思う点、愛着度、住み続けたいと考えているかなどの項目を調査項目といたしております。

○金子委員

では、どのようにこの結果を活用していくのか、お尋ねいたします。

○総合政策課長

調査の結果につきましては、40の施策に対する市民の方の満足度と重要度の結果や、住みやすさに関する調査結果などが分析できることから、調査結果は庁内でも共有し、調査の目的でもお答えいたしました。今後の施策や事業の推進等に生かしていくとともに、各所管で策定しております様々な個別の行政計画の策定や見直しの際にも活用していただくよう考えております。

○金子委員

私も2020年度の結果を見させていただきました。高齢者が安心して暮らせるまちづくりがトップにありましたけれども、それぞれの地域や年齢によって分けられていて、大変参考になる資料だなと思いましたので、ぜひしっかりと、それぞれの課で取り組んでいただきたいと思います。

○委員長

次に、84ページ、地域振興費、コミュニティバス等運行事業費について川上委員の質疑を許します。

○川上委員

日本共産党の川上直喜です。コミュニティバス等運行事業費、1億3826万4千円と、前年度比較で187万6千円の増となっております。対象となるのは、予約乗合タクシー、コミュニティバス、エリアワゴンとなんですけれども、これは債務負担行為となっておりますね。これは、委託契約は何か年になっていきますか。

○地域公共交通対策課長

質問者がおっしゃっておりますコミュニティ交通の各業務委託につきましては、令和4年度からの3か年の債務負担を設定させていただいております。

○川上委員

実は公共交通については、このコミュニティバス等運行事業費のほかに、公共交通対策事業



費として、小竹天道線、飯塚大隈線、碓井線、上山田線、それから飯塚市内線、5つについて、負担金があって、その合計が約9800万円ぐらいなんです。それとの比較、ボリューム感もあるんですけど、本市の地域の公共交通に対する力の入れ具合がどうかということも問われるわけですね。今、委託の、何か年かというのを聞きましたけれども、この期間内に、どういう計画をつくっているかというのがあるんですけど、この運行、あるいは時刻、路線など、部分的変更が必要な場合があるかと思うんですけど、これはどういうふうになっていますか。

○地域公共交通対策課長

コミュニティ交通事業につきましては、3か年のスパンで運行を実施しておりまして、部分的な変更につきましては、毎年度変更を行い、3年に一度、大規模な変更等を見直すというような事業の運営の仕方をやっております。令和5年度につきましては、2年目の運行になりますので、令和4年度の運行の部分的な変更で運行を実施したいというふうに考えております。

○川上委員

それでこの間、委託料については、どういう増加傾向にあるのか。それとも横ばいなのか、減少傾向になるのか、ちょっとお尋ねします。

○地域公共交通対策課長

令和3年度と令和4年度では、交通の体系が異なっておりますので、同じ状況になっております予約乗合タクシーの運行事業費について説明させていただきますと、予約乗合タクシーの導入時、平成24年度以降、この運行業務委託料につきましては、単価設定を継続しておりますけれども、令和4年度からの運行に関しましては、設定の単価を増額させていただいております。令和5年度につきましても、3年間の基本協定に基づきまして、増額した令和4年度の単価と同額を用いて設定しております。今年度から運行しておりますエリアワゴンにつきましても、同じ単価を使用しており、コミュニティバスにつきましても、同様な見直しを行っております。

○川上委員

令和4年度に見直したということなんですけど、その理由は何ですか。

○地域公共交通対策課長

令和4年度から新たな交通体系で事業運営を行うに当たり、改めて単価設定の見直しを行っております。その中で、先ほど申しましたけれども、単価の設定が、予約乗合タクシー導入時から継続しておりましたので、人件費等の増加率等を考慮いたしまして、単価設定を変更しております。

○川上委員

そうすると、運転業務などに働く人たちの収入というか、給料が上がったということなんですか。

○地域公共交通対策課長

乗務員の方々の収入自体が変化したかどうかということには認識しておりませんが、私どもの運行をお願いしております委託料については増額をしております。

○川上委員

増額の要因は人件費とおっしゃったでしょう。普通に考えると、運転業務に従事している方たちの給料が上がって当然と思うけど、それは確認していないということですか。

○地域公共交通対策課長

実際に乗務員の方に渡る賃金の上昇については確認をしておりますが、人件費の基本になるとおられます最低賃金の増加率を考慮して値上げしておりますので、反映されている可能性はあるのではないかとこのように思っております。

○川上委員

ちょっと無責任な感じしませんか。

○地域公共交通対策課長

各社の各乗務員の方々がどのように収入を得ているかというところまでは確認しておりません。申し訳ありません。

○川上委員

このところ、昨年からとりわけ夏以降、急激な物価高騰、燃料の高騰ということになっていきますけど、それへの対応というのは、今回予算計上に当たって検討はされていないのでしょうか。

○地域公共交通対策課長

先ほど申しましたけれども、今回、予算計上させていただいております委託料につきましては、3年間の基本協定に基づき設定しておりますので、質問者がおっしゃられている要因での増額等は行っておりません。

○川上委員

昨年から、国から物価高騰、原油高騰関係の臨時交付金が来ていまして、それぞれ対応する補助金を出したりしていると思うんですけど、この分野では、特段のことはしていないという感じですね。どうですか。

○地域公共交通対策課長

コミュニティ交通の運行に係る委託料の変更につきましては、対応しておりません。

○川上委員

臨時的な手当てもしていないんでしょう。

○地域公共交通対策課長

本市のほうからバス、タクシーの事業者に対しましては、本市独自で今年度、コロナウイルス感染症に関するものでございますけれども、支援を行っております。

○川上委員

原油高騰対策、物価高騰との関係をお尋ねしたんですよ。

○地域公共交通対策課長

物価高騰に対しての支援は行っておりません。

○川上委員

これはできないという理由がありますか。

○地域公共交通対策課長

バス、タクシー事業者に対しましては、今年度、国県が、燃料費等の高騰に対する補助金による支援を行っているという状況も踏まえまして、現状では支援等を行っていないところでございます。

○川上委員

いや、飯塚市としてできない事情があるかと、ルール上。

○地域公共交通対策課長

質問者がおっしゃられております、ルールといったものはございません。

○川上委員

そしたら、今後そういうことが考えられるということですか。

○地域公共交通対策課長

現状では検討をしておりますけれども、状況によって、全く考えないということではないと思っておりますので、状況を鑑みながら、いろんな検討は、必要があればやることになるのではないかと考えております。

○川上委員

予約乗合タクシー、コミバス、エリアワゴン、それぞれについて市民の移動に貢献している面と、今後の課題がそれぞれあると思います。例えば、庄内の皆さんの中からは、市役所本庁、

あるいは新飯塚駅へ直接行けるようにならないのだろうかという声があるんですけど、そういう声をお聞きになったことないですか。

○地域公共交通対策課長

そういったご意見を聞くこともあります。

○川上委員

今のは、例示的に申し上げました。大規模な変更を2年後に控えるわけでしょう。今言ったのは、大規模な変更というふうになるかどうか分からないんですけど、大規模な変更に向けて、市民はどのタイミングで要望を出していけば、どこによいのかをお尋ねします。

○地域公共交通対策課長

コミュニティ交通の運行計画の変更に関するご要望につきましては、部分的な変更、もしくは大規模な変更、いろいろあると思いますけれども、市民個人の方からも当課へ電話や窓口等にお越しいただいてお聞きするという事は、随時受付をしております。そういった要望を受けながら、内容を、次年度の計画に反映できるものまた大規模の内容として、3年スパンの変更時に反映するものと区分しながら、対応していきたいというふうに考えております。

○川上委員

先ほど言いましたコミバス等関係、それから西鉄バスの路線維持のための負担を出しているものを合わせて2億3千万円から2億4千万円程度で推移しているわけですね。今日の地域の高齢化、それから車の免許返上の状況から考えれば、この額が妥当かどうかといえば、もっと市役所としてきちんと予算を組んで、もっと便利にもっと便利にという方向でいくべきだと考えています。質問を終わります。

○委員長

次に、87ページ、地域振興費、その他の地域振興費について永末委員の質疑を許します。

○永末委員

87ページ、地域振興費、その他の地域振興費につきまして、まちづくり協議会活動推進事業費についてお聞かせいただきます。まず、この事業費の事業内容をお答えください。

○まちづくり推進課長

まちづくり協議会補助金の内訳ですが、大きく分けると、従来、地域の様々な団体ごとに、交付していた補助金をまとめて一括で交付している分と、各種地域の事業に対応する内容の部分に分けられます。それらを合わせて、まちづくり協議会補助金として、各地域のまちづくり協議会へ交付しております。

○永末委員

今回、令和5年度の予算に関しましては、物価高騰対策の補助金というようなものが入っておるようですけども、この算出の方法について答弁をお願いします。

○まちづくり推進課長

自治会は、まちづくり協議会の構成団体の一つであります。その自治会の活動拠点である地域の自治公民館は、各自治会員の会費で賄われております。現在、光熱水費が高騰している関係から、自治会活動停滞防止のため、一定の救済措置を講じる必要があると考え、平均的な規模の自治会をモデルに電気料等が上昇している部分を、想定で積算し、1自治会当たり1万円を補助することといたしました。

○永末委員

今の課長の答弁からしますと、自治会の活動の停滞を防止するというふうな趣旨での答弁であったかと思うんですけど、そうでありましたら、私としましては、まちづくり協議会の支給というふうな形ではなく、それぞれの自治会へ、直接支給するというのが通常の流れではなかろうかというふうに感じるんですけども、そうならないのはどういった理由からでしょうか。

○まちづくり推進課長

先ほど最初の答弁の中に一括交付金というふうなことでお話ししたんですけれども、その中に自治公民館運営費補助金ということで、各自治会のほうに直接行く枠がございまして、その中に上乘せした形で交付するというので、最終的には各自治会の公民館の維持のほうに、お金が流れているという状況でございます。

○永末委員

分かりました。あと1点、先ほどの答弁で1自治会当たり1万円を補助するというふうに考えましたということだったんですが、その際、平均的な規模の自治会をモデルに算定したというふうな、積算したというふうな答弁あったかと思うんですけど、自治会といいましても、何百世帯を超えるような自治会もありますれば、それほど数十軒規模の自治会とかもあるかと思えます。そういった規模の違いがある中で、1自治会当たり等しく1万円というのは、どういった想定から、そのような形になったんでしょうか。

○まちづくり推進課長

今、質問者がおっしゃられたように大小がありますので、我々のほうもちょっといろいろと考えましたが、また中規模、250世帯ぐらいの中規模の自治会のほうにちょっと直接お話を聞きまして、実際に自治会には一つ自治公民館ということで、各自治会に一つという自治公民館の制度になっておりますので、そこに着目しまして、確かに大きい自治会、小さい自治会によって、利用の、従量の部分は出てくると思うんですけども、今回基本料のほうに着目いたしましたので、そのような上昇分を見込んで平均的に算出したところ、1自治会1万円ということで、今回については、今回はこのような形で算出したところでございます。

○永末委員

よく分かりました。ありがとうございます。最後、要望で終わります。現在、自治会加入率の減少に伴いまして、自治会の運営も非常に厳しいものとなっておりますかと思えます。このまま物価高が継続していくとすれば、行政からの支援も、ある一定程度は継続していただく必要があるのではなからうかと思えますので、ぜひ次年度以降も検討をお願いしたいと思います。また、コロナも、今のところ収束に向かっておるように思われますので、今後は、各まちづくり協議会において活発な動きが出てくるのではなからうかと想定されるかと思えます。今まで、動いていなかったものが動き出すということになりますので、そういった部分からしましても、やはりさらなる行政からの後押しというのは必要ではなからうかと思えます。今後は、積極的に動こうとするまちづくり協議会につきましては、一律の事業補助というのにも必要な部分あるかと思うんですけども、それとは別に事業提案などをしていただくことによって、その内容に応じて予算をつけるなどの提案型への補助金の制度なども検討するなど、より積極的な支援をお願いしたいと思います。

○委員長

同じく87ページ、地域振興費、その他の地域振興費について金子委員の質疑を許します。

○金子委員

87ページの特にスマートフォン教室委託料についてお尋ねいたします。先ほども、デジタル化のところでお話をいただきましたけれども、この教室開催の目的、対象者、開催場所についてお尋ねいたします。

○業務改善・DX推進課長

スマートフォン教室につきましては、デジタルデバイド対策、いわゆる情報格差対策として、開催をしたいと考えております。電子申請などのデジタル化を推進するに当たりまして、デジタル機器の操作に不安のある、高齢者等に操作方法を習得していただくことにより、誰もがデジタル化の恩恵を受けられることを目指すものでございます。開催場所といたしましては、参加しやすい環境であることを考慮しまして、地区交流センターなど、身近な場所での開催を予

定いたしております。

○金子委員

この委託については入札なのでしょうか。またプロポーザルで行うのでしょうか。

○業務改善・DX推進課長

スマートフォン教室では、いかに効果的に操作方法を習得していただき、習得した内容を定着させるかが大切であると考えております。そのため、参加人数や受講時間、受講回数、講師の数など、どのような方法が習得に効果的であるのか、事業者が持つノウハウを生かして提案いただく公募プロポーザル方式により事業者を選定したいと考えているところでございます。

○金子委員

交流センターを考えると、場所は交流センターを考えていて、参加人数等はプロポーザルで、事業者によって選定したいということなんですけれども、対象者については、高齢者等というふうに答弁がありましたけれども、この等、高齢者以外の受講も可能ということでしょうか。

○業務改善・DX推進課長

事業といたしましては、主に高齢者の受講を想定いたしておりますが、高齢者にも操作に慣れた方もいらっしゃいますし、高齢者以外にも、操作が苦手な方もいらっしゃると思いますので、特に限定をするものではございません。

○金子委員

デジタルデバインドということですけど、先ほど私も、視覚障がいのことを先ほど申しましたが、聴覚障がいそして視覚障がいなど、様々なデバインドをお持ちの方がいらっしゃると思います。そこに合わせたものを特化してやっていると、様々なアプリを紹介できるんじゃないかと思っておりますので、その辺のことも考え合わせて、開催をお願いいたします。また、せっかく交流センターを使うということなので、コミュニティバス等と合わせながら考えていただくことも、併せてお願いいたします。

○委員長

同じく87ページ、地域振興費、その他の地域振興費について金子委員の質疑を許します。

○金子委員

この協働のまちづくり推進事業費ということで、200万円が計上されております。この事業委託について、教えてください。

○まちづくり推進課長

飯塚市民などや、本市への移住を検討している市外の人に対して、地域の互助と親睦を深め、地域の課題解決を図るために、飯塚市協働のまちづくり推進条例の趣旨を周知し、啓発内容の企画や情報発信の手法を委託するものです。受託者が持つ広報スキルや人脈を最大限に活用して、地域の拠点である交流センターに啓発パネルの設置やイベント等を実施し、様々な広報媒体、SNS、フリーペーパー、こういったものを用いて啓発活動を実施したいと考えております。

○金子委員

自治会については本当にいろいろと問題があるなというふうに考えますけれども、改めてこの啓発の必要性についてお答えください。

○まちづくり推進課長

当市は令和2年度に飯塚市協働のまちづくり推進条例を制定し、概要の周知を図るため、効果的な啓発活動に取り組む必要がございます。協働のまちづくりの中核を担うまちづくり協議会やその構成団体である自治会は、防犯や防災、高齢者福祉、子どもの育成、環境美化など、飯塚市民の生活を支える様々な活動において重要な役割を担っております。しかしながら、コロナ下で、活動が制限され、停滞したことで、ここ数年、地域のつながりや、結びつきを評価する交流イベントがほぼ開催できず、自治会加入率低下が顕著となっており、また、まちづく

り協議会の認知度は低い状況であります。ウイズコロナ時代に突入した今こそ、地域住民や団体の活動意欲を取戻し、協働のまちづくり実現のために、啓発事業が何よりも必要だと考えております。

○金子委員

啓発が必要だということは分かるんですけども、どうして委託というところに行ったのか教えてください。

○まちづくり推進課長

市におけるこれまでの啓発活動は、ポスター、チラシ等の作成や、ポケットティッシュ、のぼり旗、タオル等、啓発グッズを作成し、それら啓発物を掲示、配布することなどが主でありました。広告や宣伝に関する専門知識や、実績が豊富で、地域の飲食店や人とつながりがある事業者委託することで、継続的かつ効果的な啓発活動を実施することが可能だと考えております。また、事業者とまちづくりを担う団体等を市が結びつけ、3者で協働し、相互が理解を深め、連携した取組となることを考えております。

○金子委員

では、やはりこの委託をするというのは、事業者とまちづくりを担う団体と、そして市が協働で頑張りたいということ、よく分かりました。では、市の職員に対してはどのような啓発を行っているのでしょうか。

○まちづくり推進課長

市の職員には、令和4年度は、各課の朝礼に参加しまして、自治会加入や、まちづくり協議会などの地域活動への参加をお願いしました。また、定期的な自治会加入、地域活動への参加依頼について、職員掲示板を通じて活動への参加を依頼しているところでございます。

○金子委員

市職員に対しても、呼びかけをしているけれども、さらに事業者の力を借りて、啓発を取り組んでいきたいということですよ。ぜひしっかりと取り組んでいただきますようよろしくお願いいたします。

○委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 11:58

再 開 13:00

委員会を再開いたします。

次に、92ページ、人権推進費、人権推進事業費について川上委員の質疑を許します。

○川上委員

追加資料をいただいておりますので、説明をお願いしたいと思います。まず、5ページのほうから。

○人権・同和政策課長

5ページをお願いいたします。部落差別解消推進団体の認定基準と当該団体一覧及び交付実績になります。上段には部落差別解消推進団体の認定基準として、補助金要綱の抜粋を記載しております。その下には該当する2団体を記載し、下段には、2006年度以降について、年度ごとの交付実績を記載しております。

○川上委員

部落差別解消推進団体の認定基準というのがありまして、補助の対象第3条があり、次に掲げる活動及び事業に要する経費並びに云々とあります。それで(1)、(2)、(3)とありますけれども、(1)自立支援推進活動(市の施策に関わる連絡調整等地域住民の自立支援活動に関するもの)とありますけれども、これについて説明を求めます。

○人権・同和政策課長

まず、自立支援推進活動につきましては、要綱の括弧書きにありますように市の施策に関わる連絡調整等地域住民の自立支援活動に関するものとあります。市の施策につきましては、人権・同和政策課が、人権啓発・教育等、それから人権啓発センターの管理維持など、そういった施策に関する連絡調整、地元の方の連絡調整をお願いしている部分、それから自立支援活動につきましては、これは地域における活動についての自立支援を補完していただいている部分になります。それから（２）人権部落差別問題啓発推進活動、これはこのまま人権、部落差別問題、今なお現存していると言われております部落差別について市の補完業務として推進活動をやっている。（３）その他市長が適当と認めた事業につきましては、それ以外のことで市が認めた部分になります。

○川上委員

（１）を聞いたら（２）と（３）まで答弁されたんですけども、（１）の連絡調整等地域住民の自立支援活動に関するものとなっていますね。だから前後外せば、地域住民の自立支援活動となっているんですよ。部落解放同盟が、地域住民の自立支援活動をしておる、あるいはするということなんでしょうけど、どういうことをしているんですか。

○人権・同和政策課長

自立支援活動、いわゆる就職が困難な方の自立など、それからあとは地域における福祉、いわゆるそれぞれ連絡調整等というふうに考えます。大きくは就職とか、いわゆる差別問題について、相談業務等が挙げられると考えます。

○川上委員

就職と今言われましたけど、就職ではどういうことするんですか。

○人権・同和政策課長

就職活動につきましては、ハローワーク等の求人広告等の案内等をされているというふうには聞いております。

○川上委員

何件ぐらい。

○人権・同和政策課長

すみません、件数については今回、御手元というか、お聞きしていませんので把握していません。

○川上委員

今年度、どういう期待をしているんですか。

○人権・同和政策課長

市の期待といいましょうか、それにつきましては今までコロナ等で就職、それから、いわゆる短時間労働の部分でも、雇用がかなり減ってきているというふうに考えておりますので、その辺の雇用状態を改善していただければというふうに考えております。

○川上委員

前年の実績がまるで分からない中で、どういう期待をしておるのか。２千万円以上のお金を用意しているわけでしょう。どういうことなんですかね。

○人権・同和政策課長

実績というよりも活動内容について考えておりましたので、数字につきましては今回ご用意できておりません。それから２千万円の補助金ということで、それが就職活動を、いわゆる補完業務として捉えて、２千万円を出すのではなく、いわゆる人差別問題の解消・教育・啓発、様々な問題についてに対して２千万円というふうに考えております。

○川上委員

第１に挙げている地域住民の自立支援活動、第１に挙げたのは就職でしょう。それについて実態があるか、どうか分からない答弁を繰り返しているんですけど、本当に分からないんですか。

○人権・同和政策課長

今ちょっと調べておりませんので分かりません。

○川上委員

もう予算計上して、予算書を出してきているんですよ。この予算に根拠がないということ、言っているわけですか。

○人権・同和政策課長

先ほども答弁いたしましたように、その部分だけで2千万円を考えているわけではなく、補完業務ほかにありますので、全体として2千万円というふうに考えております。

○川上委員

ほかのも聞いてみましょう。就職活動については、実態が見えてこないの。先ほど差別と言いましたね。差別事象が起こって、どういう対応をしたのか、対応しているのか、ちょっとお尋ねしましょう。

○人権・同和政策課長

令和4年度については飯塚市内では起こっておりませんが、飯塚市の職員の電話対応について、2年前に起こっておりますので、その部分につきましては、職員の中で啓発マニュアルをつくり啓発を行っているところでございます。

○川上委員

ですから、部落解放同盟が何をしたのかということを知っているわけですよ、差別事象に対して。そこを期待して予算、莫大な予算、補助金を出そうというわけでしょう。だから何を、差別事象があっていないと。市役所に電話がかかってきましたと。部落解放同盟は何をしているのかということを知っているんですよ。

○人権・同和政策課長

部落解放同盟につきましては、長きにわたり部落差別問題の解消について常に考えていただいている団体というふうに認識しております。その中において市役所のほうにかかってきた電話、いわゆる土地の特定についての電話でしたので、それが部落差別問題につながるということで、意見をいただくようなことの意味を求めています。

○川上委員

今、同和対策施設条例というのは、もう廃止しましたよ。でもこの廃止に最も最初に提案したのは日本共産党じゃないですか。地名も分かるし、事業も終わっているのに、なぜ同和対策施設条例などといって、施設の名前に地域の名前を書き、別表で住所まで特定していったでしょう。あなた方が、部落解放同盟と一体になってそういうものをつくっておったんですよ。やめろうではないかと言って、何年もかかったではないですか。なぜそんなにかかるのか、部落解放同盟が反対しているからですというのはあなた方の答弁ですよ。そうした中で、部落解放同盟は、今、市役所に電話がかかってきたとか言うけど、それを助長する態度を取っておったということにあなた方の立場からなりませんか。

○人権・同和政策課長

すみません。今言われている部分は、確かに過去に答弁があったかと思いますが、助長しているとは考えておりません。

○川上委員

それで、それは見解が分かれるんでしょう。だけど、事実の問題としてそういう答弁があるよ。市の政策と逆行したことを主張してきたのが部落解放同盟。そこになぜ多額の補助金を出すのか、要綱との関係でも矛盾がないのかということを知っているわけですよ。2番は先ほどちょっと言われたけど、3番が分かりにくい。その他市長が適当と認めた事業、これはどういう具体的にあるんですか。

○人権・同和政策課長



今、市が適当と認めた事業につきましては、例年どおりの事業を、ここ1、2年やっておりますので、これに該当するようなことは、ちょっと今、実績としてはございません。

○川上委員

今、市が認めた事業と言ったでしょう。要綱の(3)、その他市長が適当と認めた事業となっているでしょう。ちょっと正確に、これに照らしてもないのかということができないのか、ちょっとお尋ねします。

○人権・同和政策課長

すみません、市が行っている人権教育・啓発活動で補完業務をさせていただいている部分、つまり例年どおり補完業務として、やっている以外のことはなかったの、その他市長が適当と認めた事業というのは、実績としてはなかったという考えでございます。

○川上委員

1番は実態がない。2番は逆行している、3番の実態がないということが大体分かってきましたね。そしたらこの中に、この経費には充てては駄目ですよというのは書いてありますね。ちょっと紹介してください。

○人権・同和政策課長

食糧費、渉外費及び上部団体の会費に類する経費、並びに市長が社会通念上適切でないとした経費になります。補助金の運営に要する経費で飯塚市が、これには使っては駄目ですよという経費ということで、それには食糧費、渉外費及び上部団体の会費に類する経費、並びに市長が社会通念上適切でないとした経費には使っては駄目ということになっております。

○川上委員

食糧費は、なぜ使ったら駄目なんですか。

○人権・同和政策課長

この食糧費につきましては、当然、昼食、夕食というのは個人の財布もしくは会員の会費、いわゆる補助金以外のところから出すべきものというふうに考えております。

○川上委員

いや、それはなぜですかということなんですよ。

○人権・同和政策課長

社会通念上といいましょうか、いわゆる参加する方の食糧は、自分で支払っていただくというふうに考えております。

食糧費がなぜ駄目かということですが、いわゆる何ですか、個人様が食べられる弁当、いわゆる弁当といいましょうか、食事につきましては、当然個人様が負担すべきものというふうに考えますので、これには、いわゆる補助金として、出している部分、いわゆる活動費というか、事業費以外の部分というふうに考えております。

○川上委員

自分が食べる分は、自分で食べてくださいと、税金は充てられませんということをおっしゃっているんですかね。

○人権・同和政策課長

この補助金を出している部分についてはそのような考えで出しております。

○川上委員

出していないというわけでしょう。それで渉外費が駄目なのは、どういう理由ですか。そもそも渉外というのは、どういうものかも説明してした上で言ってください。

○委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 13:14

再 開 13:14

委員会を再開いたします。

○人権・同和政策課長

失礼しました。渉外費というのが、一般的に慶弔、それから広報活動等に要する費用ということになりますので、いわゆる部落解放同盟の個人様に対する慶弔費、それから広報活動には使っては駄目というふうにしております。

○川上委員

上部団体の会費に類する経費、上部団体への会費というのは分かります。類する経費というのは何ですか。

○人権・同和政策課長

いわゆる団体同士でのいわゆる経費、上部団体というのが県連になりますし、全国にもなります。それ以外にも、類するような団体に対しての費用については、出しては駄目というふうを考えております。

○川上委員

ですからその類する団体というのは何があるんですかと聞いているわけです。

○人権・同和政策課長

人権教育、具体的にはお名前がちょっと、今思いつきませんが、いわゆる人権啓発を、要は市の補完業務をしているような団体というふうに考えます。

○川上委員

当てずっぽうでつくったものではないんでしょう、この要綱は。監査からも繰り返し指摘を受けて、直しても直しても監査から指摘を受けている、受けてきた要綱でしょう。この類する経費について、ちゃんと言ってください。

○委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 13:16

再 開 13:17

委員会を再開いたします。

○人権・同和政策課長

類する経費、具体的に言いますと前回監査でも指摘を受けておりますが、上部団体に振り込むときの手数料などが含まれております。

○川上委員

5ページの資料を見ると、人件費というのは書いていない。先ほど個人が食べたりするものについては、税金を充てられませんよねということでしょう。人件費というけど、それは生活費が基本でしょうから。人件費とほぼほぼイコールではないんですか。それはしかも公務員でもないのに、100%税金で給料を賄うというのは、市長自身が言っている市長が社会通念上適切でないと認めた経費に該当するのではないんですか。

○人権・同和政策課長

団体の運営費補助金、それから先ほど説明しました団体補助金交付要綱の中に、いわゆる人件費というのは、補助対象経費の中に挙げておりますので、この要綱に沿って出しているものでありますので、反してはいないというふうを考えております。

○川上委員

この解放同盟と話し合っつくったかもしれない補助金要綱を、我々はああそうですかと言えない。この要綱を見たら、食糧費がこれこれだから駄目というふうに言っている。それで社会通念上適切でないというふうに言っているのもある。そしたら給料を税金で丸抱えしている、これ公務員じゃないんですか。公務員の倫理規定とか、何とかに該当するんですか。ここの100%税金で給料もらっている人たち。

○人権・同和政策課長

私たち公務員のようには該当しないというふうに考えております。

○川上委員

だから、解放同盟と一緒にあってつくり上げたかもしれない交付要綱によっても、人件費を除かないというところに矛盾はないかと聞いているわけですよね。それで次に27ページ、説明してください。

○人権・同和政策課長

では27ページになります。まず、上段の歳入につきましては、使用料及び手数料についてになります。これは立岩、穂波、筑穂の人権啓発センターの貸し館による収入などとなっております。次に、右側に移りまして県支出金につきましては、各人権啓発センターで実施しているデイサービス及び相談事業などに対する県費の補助金になります。それから諸収入につきましては、各講座参加者負担金などになります。下段の歳出につきましては、左の報酬から共済費につきましては職員にかかる費用。報償費は、人権啓発センターの施設管理作業員謝礼金や各種事業の講師謝礼金。旅費につきましては、研修の際の旅費など。役務費につきましては、デイサービス事業に関わる講師派遣など。委託料につきましては、設備の保守、樹木等の管理委託などになります。それから使用料及び賃借料については、バス借上料、複写機借上料などになります。工事請負費につきましては、今年度、筑穂人権啓発センターのトイレの改修を考えておりますのでその費用になっております。備品購入費につきましては、各センターにおいてありますAEDなど。それから負担金補助及び交付金につきましては、隣保館協議会負担金、人権擁護委員協議会補助金、部落差別解消推進団体補助金になっております。償還金利子及び割引料については前年度に預かった個人からの貸し付けを、県への返還分として計上しております。

○川上委員

この資料は人権同和関連予算の総括表となっているんですけど、歳入合計が、Aとして、2818万7千円でしょう。一方、歳出合計は1億1769万4千円でしょう。この違いは何なんですか。

○人権・同和政策課長

これは県費補助等で市の負担分等がありますし、各事業について単費で行っているものもありますので、その差になっております。

○川上委員

これは総括表と言わないでしょう。この差のところの不透明なところがあるわけですよ。

それで、次に行きますけど、この団体への補助金が今年2257万6千円ということになっています。対象は部落解放同盟と同和会というふうになっていますけど、本市がスタートしてから累計でどれぐらいになっていますか。

○人権・同和政策課長

まず、部落解放同盟飯塚市協議会になります。合併当初からになりますので、2006年、これは先ほどの5ページに載せていた数字になりますが、これを決算ベースで令和3年度まで決算が出ておりますので、その数字の合計が約4億6400万円になります。それから全日本同和会、同じような計算をしますと約4600万円になります。

○川上委員

この5億円を超す補助金の6割から7割が人件費と、あるいは個人に渡る報償金と、8割ぐらいになりますかね。

○人権・同和政策課長

役員に支払われる金額の比率につきましては、飯塚市協が約44.8%、それから同和会につきましては、33.9%となっております。

○川上委員

個人に渡るお金を全部足すと、7割、8割ぐらいになりますね。それを認めてもらえますか。

○人権・同和政策課長

令和3年度のベースでいきますと、今の給料の割合で出しておりましたので、個人の手元に渡るのが、部落解放同盟が実績でいきますと60.6%、全日本同和会は33.9%、ここは同和会のほうは変わりません。

○川上委員

だんだん姿、形が見えてくるんですけども、この中で、さっき44.8%と言われたのは、全額給料を税金で賄っている比率のことを言ったんですか。

○人権・同和政策課長

人件費、いわゆる部落解放同盟のほうになります、人件費になります。言われるとおりです。

○川上委員

全額税金で給料、社会保険料まで払っているはずですけども、その対象をお尋ねします。

○人権・同和政策課長

まず、専従役員給料、それから通勤費、保険料、非常勤役員行動費というふうになっております。

○川上委員

それを受け取っている人は、誰になるんですか。

○人権・同和政策課長

専従役員給料につきましては2名分になっております。これは書記長と財務委員長。それから非常勤役員行動費というのは、予算では2名分計上しておりますが、決算ベースでは委員長の1名分というふうになります。

○川上委員

補助金を渡すときに、これは委員長の分、これは財務委員長の分、これは非常勤の人の分というふうに補助金を出すわけですか。市役所が決めて渡すわけ。それともこれだけ渡すので、団体内部で割り振ってくださいということなんですか。

○人権・同和政策課長

補助金ですので、まず部落解放同盟のほうから、団体のほうから、いわゆる今年の経費についてはこれぐらいだろうということもありますけれども、飯塚市はその内容を精査して、補助金の対象になっていれば、その分を計上して計算をしております。

○川上委員

ですから、飯塚市が、その方委員長に、あるいは書記長にと、あるいは財務委員長にということに渡しているということなんですかね、その意味は。

○人権・同和政策課長

意味合いとしてはそうなります。ただ、先ほど言ったように非常勤役員行動費2名分というのが、例えば副委員長の分と委員長の分というふうに考えておりますが、不在の場合は、支出がなされておきませんので、その分については返還していただくというような考えになっております。

○川上委員

飯塚市がこの方の分という色をつけて補助金を出しているということを確認してよろしいですか。

○人権・同和政策課長

補助金の交付要綱の中の人件費には専従役員の給料というふうに内容等で記載しておりますので、この要綱に従い、うちのほうがこの分ということしております。

○川上委員

解放同盟と話し合っただけでつくったかもしれない要綱のことをおっしゃっているわけですかね。そうすると、全額給料を受け取っているという場合は、みなし公務員とかいうようなことではないかというふうに前から思うんだけど、そうすると、それにふさわしい規律というのが要求されると思う。そのことを昨年9月、決算特別委員会で質問して、その際にあなた方が答弁されたのは、反社会的行為があった場合は補助金返還を求めると、それを確認してください。

○人権・同和政策課長

昨年、答弁した中には、反社会的な行為があった場合は返還を求めるというふうに答弁しております。

○川上委員

私は、その質問の中で、社会的に批判されるような行為があった場合はというふうに聞いたのに対して、あなた方は、反社会的行為があった場合という言い方なんです。反社会的行為と、私が言う社会的に批判を浴びるかもしれないような行為とは、また違うわけですよ。そこで、私は12月議会で、部落解放同盟の幹部が県道整備事業をめぐり、福岡県と特定の市民をどう対策するかということをお話ししたり、もうやめたやめたというような話をしたり、しかもここに飯塚市の幹部職員がおったということも明らかになったでしょう。それで質問しました。片峯市長が、そのことについては確認しましょうという答弁をしました。その後どうになりましたか。

○人権・同和政策課長

ただいまの件につきまして、12月9日の一般質問において、最後に、片峯市長が答弁されたのをちょっと読ませていただきますと、今、一連の流れをやりとりの中で把握いたしました。地域の関係者として意見を求められていたと、部落解放同盟の役員の方が。しかしながら、今おっしゃっているような事務所に行って、そこで物事が決まるかのようなやりとりがもし本当であったのであれば、どういったことかなと私も不思議に思いますから、私自身確認したいと思っておりますと答弁をされております。

それを受けまして、私が解放同盟の役員に確認をしております。その結果、事務所に行ってそこで物事が決まるようなやりとりはなかったと確認しております。

○川上委員

非常に興味深い答弁です。福岡県の会議録はかなり正確に書いていると私は評価しておりますけれども、それと全く矛盾するというか、その会議録はゼロですよという答弁ですね。総務省の内部文書ぐらい。それよりもすごいと思います。それでそれは、いつ、誰に確認しましたか。

○人権・同和政策課長

12月9日の一般質問の答弁を受け、確認しましたので、翌週に役員の方、いわゆる委員長、書記長、財務委員長の3名の方に、私が直接確認をいたしました。

○川上委員

場所はどこですか。

○人権・同和政策課長

お電話でまずアポをとったときに、3人お揃いになっているということでしたので、伊岐須にある事務所のほうに私が参りました。

○川上委員

あなたが行ったわけですか。補助金をもらう側が来るわけではないんですか。市長が確認しましょうと言ったんでしょう。

では、そこで委員長、書記長、財務委員長、当事者がいるではないですか、その中に。当事者が、財務委員長が否定したわけ。会議録を渡したでしょう、あなた方に。片峯市長の答弁の

根拠となる福岡県の会議録。今、持っていますか。

○人権・同和政策課長

確かに会議録は一部読ませていただきましたが、今は持っていません。

○川上委員

伊岐須会館に行って、その3幹部と話しをするときに、その会議録を見せましたか。

○人権・同和政策課長

公文書というふうに認識しておりましたので、お見せはしていません。

○川上委員

公文書だから、情報開示請求で私が取ったものでしょう。公文書だから見せてもいいではないですか。なぜ見せないんですか。

○人権・同和政策課長

情報開示で出された部分につきましては、情報開示をされた方のみに開示をしているというふうな認識でおります。

○川上委員

常識ある市の職員は、はっきり言って、議員から提供を受けた情報があったら、自分で情報を取りますよ、独自ルートで。そして、その事実を示しながら市長の代わりに行くんでしょう。こういうのが福岡県の会議録であるんだけど、どうなのかというふうに。そうやってやらないと事実確認できないでしょう。知りませんで終わる。そこに慣れ合いがあるんじゃないんですか。

○人権・同和政策課長

当時の会議録の内容につきましては、そういった中止、延期に至る経緯につきましては口頭で説明をし、そういった事実があるのかなのかということ、私が確認をしております。その中において、そういった事実、中止、延期をいわゆる部落解放同盟のほうが決めたかのようなことはありませんというふうに確認しております。

○川上委員

それは誰が発言されたんですか。そういうことをしていません、言っていませんというのは。

○人権・同和政策課長

そのことは3人の方の前で、委員長だったと思います。

○川上委員

それを書記長や財務委員長は、何と言ったんですか。

○人権・同和政策課長

あってないというふうに、否定も肯定もされていません。

○川上委員

そうしたら、3人いるうち1人が否定したから、一緒にいたはずのメンバーが何も言わないのに、あなたはないというふうに言っているわけね。

○人権・同和政策課長

すみません、3人前で確認したときに、もし違うことがあれば、その場でおっしゃられたんであろうというふうに考えております。

○川上委員

そうすると、3人ともないということ述べたと、確認したというふうに言えるわけですね。

○人権・同和政策課長

確認しております。

○川上委員

これが福岡県の会議録のとおりのおりが起こっていたとすれば、この解放同盟の3幹部は飯塚市に向かって虚偽の説明をしたということになりますね。

○人権・同和政策課長

その会議の場で中止決定が決定されていれば、そうなると思います。

○川上委員

行政手続上のことですから、行政の決定は判こを押さないと決定にならないでしょう。だから、そこで決定というわけにいかないですよ。しかし、そこで福岡県の幹部が、解放同盟がもう中止だ、中止だと、もうやめるんだと、その市民の方の代が変わってからまたやれというふうに言ったらそうしましょうと書いているんですよ、福岡県が。要するに、その方が亡くなってから話しましょうというふうな趣旨のことを言っているわけですよ。人権を大事にする立場の団体の最高幹部は。今、課長の答弁ありましたけど、これが福岡県の会議録のとおりだったら、この3幹部は飯塚市長に対して虚偽の説明をしたということになりますけど。

○人権・同和政策課長

先ほど市長の最後の答弁を読ませていただきましたが、事務所に行って、そこで物事が決まるかのようなやりとりがあったのであればということですので、その今言われている会議の場で、物事が決まったわけではないというふうに、私は答弁をさせていただいております。

○川上委員

片峯市長は、あなたが照会したとおり、そこで決まるかのようなことがあったのであればと言っているのではないですか。でもあなたは決定したというふうにすり替えて、そこでは決定していないと。だから私言ったでしょう。行政の決定は、判こを押して、役所の中で判こを押して決定なるわけだから、部落解放同盟の中で決定とかあるわけがないそもそもが。そういった点で言えば、片峯市長が言ったように、決まるかのようなことがあったとすればと言っているのではないですか。そこをすり替えたなら駄目だと思う。それで私の質問はこうなんです。福岡県の会議録どおりであれば、これ私が照会したんだからね。その中身どおりであれば、これ部落解放同盟の委員長、書記長、財務委員長は、飯塚市長に対して、虚偽の説明をしたということになりますよねと言うことを聞いたんですよ。それでしかと答弁してください。

○人権・同和政策課長

確かに言われていることのとおりであれば、虚偽の発言をしたことにはなりません。

○川上委員

それを確認します。副市長いいですか。今の、ちょっと答弁してください。

○市長職務代理者副市長

今、ご質問議員がおっしゃっている話、私もずっと拝聴させていただきました。その場でそういった形で外部の団体のほうが、いわゆる事象決定に対して大きな影響力を持った。その問合せについて、市長もそういった答弁されていたわけですが、それを課長が今現場にて確認しております。それを、皆さん方がないというふうに話をしておって、実際事実に戻れば、これは市長に対して虚偽の説明をしたということになるかと思いますが。

○川上委員

そこで、この件については、かなり重大なことなので、私は今年の9月に、社会的に批判を浴びる行為をしたときはと言ったら、反社会的行為の場合は補助金を返してもらいますと、当たり前だと思います。しかし、今言ったことが、反社会的行為という範囲でくる話なのか、私が言った、ひどいよね、に入る話なのか。それとも、税金から死に物狂いで納めた税金から渡す市長に向かって、虚偽をしたということになれば、虚偽の説明をしたとなれば、これ自身も、補助金をどうするかということに直接なるでしょう。だから17日、本会議最終日まで、速やかに福岡県に会議録を取り寄せて、持ってないというから、私が提供した分しか、正式に福岡県から会議録を取って、そして解放同盟の幹部に、福岡県はこう言っているけどどうなのかということで調査してくれませんか。これ市長の答弁が的確に遂行されているかどうかにも関わるし、それから今年度で幾らになるのかな。もう5億何千万円になるような税金の投入に

関わることなので、調査して、適切に公表して、必要な措置をとってくださいよ。ちょっと市長職務代理、答弁をお願いします。

○市民協働部長

県のほうの会議録、そういったものを取り寄せまして、再度、解放同盟の飯塚市協議会のほうに確認をさせていただいて、回答させていただきます。

○川上委員

いつ回答しますかね。

○市民協働部長

いつということは、ちょっと明言できませんけれども、速やかにさせていただきたいと思えます。

○川上委員

少なくとも本委員会、予算特別委員会中に報告してもらう必要がある。これをお願いします。大丈夫ですかね、副市長。

○市民協働部長

申し訳ございません。速やかに調査させて、お答えをさせていただきます。

○川上委員

速やかにはいいですよ。即刻だと思うけど。予算特別委員会に報告するんでしょう。どこに報告するんですか。

○市民協働部長

どうしても県のほうからの資料を提供いただかないといけないとかいう、そういう手続きがございますので、そういうのは取り次第、また、そしてそれに基づいて、協議会のほうに確認するという行為がございますので、今いつということはできませんので、予算委員会の中でというのも、ちょっと今のところお答えができませんが、私どもとしては、早急に調査をするということでございます。報告につきましては、質問委員のほうに、別個後刻報告するというところでございます。

○川上委員

それは駄目でしょう。特別委員会での質問なんだから。特別委員会に報告してくださいよ。お願いしますよ。終わります。

○委員長

次に、93ページ、男女共同参画推進費、地域女性活躍推進事業費について金子委員の質疑を許します。

○金子委員

当初予算資料の14ページに家事・育児シェア啓発事業、90万円ということが載っておりますので、まずこの目的についてお示してください。

○男女共同参画推進課長

令和3年に実施した男女共同参画に関する市民意識調査では、男は仕事、女は家庭という固定的性別役割分担意識は解消傾向でありましたが、家庭内の仕事は、女性に役割が偏っている実態が確認されました。男女がともに協力し合う意識を持ち、家族が楽しみながら、家事や育児をしたくなる仕組みをつくり、実践することで、男性が家事や育児に主体的に参画できることを目的としております。

○金子委員

令和3年度に実施した市民意識調査で、固定的性別役割分担意識は解消傾向ではあるけれども、実際の家庭内の仕事は、女性が役割に偏っているという傾向だったので、この事業を実施したということですが、この内容について詳しく教えてください。

○男女共同参画推進課長



家庭内の家事や育児のために行っていることを見える化し、男女が協力して、家事や育児を行っていくことを推奨するものです。例えば、洗濯機を回す、洗濯物を干す、ごみを集めて出すなどの家事。また、子どもの歯磨きをさせる、子どもの着替えをさせるなど、育児のために必要なことを書き出した一覧表を作成し、生活をしていく中で必要不可欠な事柄を、それぞれ家事シェアシート、育児シェアシートに見える化します。それぞれの一覧表により、ふだんの家事や育児を振り返ることで、家庭内の役割分担に偏りがあることに気づき、夫婦や家族で家事や育児の分担について考える機会とし、話し合うことで、男女が協力して、家事や育児の分担を行っていくことを推進します。

○金子委員

かなり細かく、私も家事育児シェアシートというのをホームページで検索すると、様々な自治体で様々な取組がされていることが分かりますけれど、どのように作成するのか、もう少し分かれば教えてください。

○男女共同参画推進課長

他市の状況も参考にしながら、朝するべきこと、夕方するべきこと、また不定期に行うことなどを項目分けして作成していきたいと考えております。

○金子委員

どのようにというのは、どんな方法で作っていくのかという、その過程が分かれば教えてください。

○男女共同参画推進課長

家庭についてなんですけれども、まず、現状を確認することを始めて、現在の家事育児の状況を確認して、それをどのようにしていったらいいのかという話合いを持って、その家庭ごとのシートを、分担を決めるようなものにしたと考えております。

○金子委員

過程がちょっと違ったんですけど、私はどのような手段を踏んでやっていくか、その課でやっていいのか、プロポーザルなのか、どういう形でという言い方をしました。

○男女共同参画推進課長

申し訳ありませんでした。男女共同参画推進課のほうで原案を作成し、印刷等を業者に依頼する予定でございます。

○金子委員

では、どのように配布を考えておりますか。

○男女共同参画推進課長

関係部署に協力を依頼し、家事シートは、婚姻届提出時、育児シートは、出産届提出時に、このシートの活用方法などを説明した資料と一緒にお渡しする予定です。また、市ホームページなどで周知を図り、希望者にもお渡しするとともに、利用者のニーズの把握に努め、効果的な配布方法を検討してまいります。

○金子委員

先ほど私が、LINEのことで少し要望させていただきましたけれども、イラストや伝え方というのは、かなり丁寧にやらないと伝わりにくいものがあるし、やはりよく言うアンコンシャスバイアス、無意識の中に偏った物の見方というのが、いろんなところではないかと思えます。イラストや伝え方を本当に工夫していただきたいと思えます。せっかく作っても、何か大変面倒くさいと思われる方には、何も効果もなかったというふうになってしまったらもったいないので、しっかり検討して、課内でしっかり集中して作成して、作っていただきたいと思っています。

○委員長

次に、94ページ、男女共同参画推進費、地域女性活躍推進事業費について金子委員の質疑

を許します。

○金子委員

続けて、地域女性活躍推進事業費の中にイクボス推進事業が含まれているということですが、新たな取組があればお示してください。

○男女共同参画推進課長

平成30年度より実施しているイクボス推進事業を、令和5年度よりイクボス女性活躍推進事業として発展させ、市内で働く女性の活躍推進を重点的に取り組んでまいります。新たな取組といたしましては、社会保険労務士等の有資格者の派遣、女性のネットワーク形成の取組を計画しております。

○金子委員

社会保険労務士の派遣等ということになってはいますが、その目的と内容が分かればお示してください。

○男女共同参画推進課長

女性が働きやすい職場が増えることは、男性にとっても働きやすい職場環境が整うこととなります。女性が結婚や出産などのライフイベントを迎えても、雇用が継続できるなど、市内で女性が活躍できる職場環境づくりの推進を目的としております。事業内容といたしましては、イクボス宣言事業所を対象に、社会保険労務士等の有資格者を無料で派遣し、働き方改革の実践、テレワークの導入などの助言を行ってまいります。

○金子委員

女性のネットワークは、かなりやはりいろんなところで言われるのですが、目的と内容を、目指すものがあれば教えてください。

○男女共同参画推進課長

働く女性のネットワークをつくることにより、女性の発信力が強化され、女性が活躍できる職場が増えることを目的としております。市内で働く女性を中心に、市内の女性活躍をテーマに意見交換会などを行うことで、市内で働く女性のネットワークづくりを行ってまいります。

○金子委員

女性が働くということになりますと、どうしても職場と家庭の、そしてまた子育てをしていたら、そこを3つだけでぐるぐる回っていて、全然発展的な考え方ができなくなって、時間が本当にきゅうきゅうだということをよく聞きます。いろんなネットワークがつかれることによって、その事業所だけでなく、また、広がりが出てくるのではないかと思いますので、ぜひ、それを推進していただきたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長

次に、100ページ、諸費、空家等対策事業費について奥山委員の質疑を許します。

○奥山委員

次に、老朽危険家屋解体補助の申請についてお伺いをします。その前に2018年に国土交通省が発表しています住宅ストックと世帯数を見ますと、昭和43年は住宅の数と世帯数がほぼ同じであったんですが、昭和48年以降、住宅数が世帯数を上回っておりまして、本市においても同様だというふうに思います。具体的には、5400万世帯に対して、家屋が6200万戸ということで、かなり約800万戸ぐらい、家屋のほうが多いというようなのが2018年に発表されています。本市においても、それは同様の数字だろうというふうに思います。当然、それが長年空き家の状態が続くと、危険家屋というふうになってくるんだと思いますけれども、そこで伺ってまいります。老朽危険家屋解体補助金の支払いの申請について伺いますが、令和5年度の予算として、老朽危険家屋解体撤去補助金について1千万円を計上されておりますけれども、何を根拠にされておられるのか、また何件を想定されているのか、伺います。

○都市建設部次長

老朽危険家屋解体補助金の根拠につきまして、ご説明させていただきます。老朽危険家屋解体補助金につきましては、生活環境の保全及び安全安心な防災、防犯防災のまちづくりの推進を図ることを目的に、平成25年度より実施しております。補助対象経費の2分の1以内、50万円を上限として、老朽危険家屋解体撤去補助金を交付しております。次に、今質問委員が言われました1千万円の根拠でございますが、補助金の上限額である50万円を基本額とし、過去の申請実績件数を勘案し20件を想定し、計上しております。

○奥山委員

では次に、令和4年度の執行状況について確認をしたいと思っております。解体補助金の申請件数及び補助交付金額の内訳はどのようになっているのか伺います。

○都市建設部次長

令和4年度の解体補助金の申請件数並びに交付状況でございますが、令和5年度2月末現在の状況でお答えさせていただきます。解体補助金申請件数につきましては、21件の補助金総額は964万5千円でございます。次に、21件の補助金金額の内訳でございますが、最大の交付件数は50万円で、件数は14件の交付をしております。残り7件につきましては、交付金額50万円未満となっております。40万円より50万円未満が3件、30万円以上より40万円未満が2件、20万円以上より30万円未満が2件となっております。

○奥山委員

現在のところ予算については、充足しているんでしょうということなんですけれども、次に、老朽危険家屋解体撤去補助金の交付要件について伺いをいたします。

○都市建設部次長

交付要件につきましては、本助成金が、社会資本整備総合交付金の基幹事業である空家再生等推進事業に定義されている住宅地域改良法に規定する不良住宅で、居住等がなされていないことを前提に、所有権以外の権利が設定されていないことや、住居部分の面積が、延べ床の2分の1以上であること等を要件としています。次に、不良住宅の判定につきましては、住宅地区改良法規則に準じた不良度を判定しております。満点を260点としており、建築士の外観目視による不良度判定の合計定数が、100点以上となるものを不良住宅として認定しています。目安としましては、空き家の破損または変形が著しく、崩壊の危険性があるもの、また、母屋が著しく変形している場合など、不良住宅として判定しているものでございます。また、補助金の交付を受けることができる対象者としましては、現存する不良住宅の所有者等で、市税の滞納がないもの、または所有者等から、解体の委任を受けたものとしております。

○奥山委員

申請は、どのような流れで行われるのか、お尋ねいたします。

○都市建設部次長

解体補助金の相談を、まず都市建設部建設政策課で相談を受けましたら、最初に担当職員が現地に出向きます。対象空き家の事前判断として、老朽箇所の確認を行っております。その後、危険家屋の対象と思われます場合、建築資格を有する職員の動向により不良度判定を実施し、その結果について、該当、非該当にかかわらず、相談者に老朽危険度の判定についてという通知書を送付しております。不良住宅の該当となりました相談者には、補助金交付申請書様式など、申請に必要な書類等の説明書類を併せてお送りしております。

○奥山委員

判定の結果、次に解体補助金の対象となる不良住宅に該当すると、相談者が通知を受けるわけなんですけれども、解体補助金交付申請の流れというのは、また次に申請の流れがあると思っておりますけれども、それはどのようになっているのでしょうか。

○都市建設部次長

先ほど、これ要否の該当になる、ならないにつきましても、ならない方にもお送りします。該当のある方が、通知書を受け取られましたら、窓口に来ていただきまして、申請書に必要となります対象空き家の解体撤去に係る工事見積書、登記事項証明書、市税に滞納がない証明書等を提出いただいております。その後、申請書類の受理をいたしましたら、当課におきまして、申請書が適切であるかの確認を行い、漏れ等がなければ、申請者に対しまして、補助金交付決定通知書を送付いたしております。申請者において、補助金交付決定通知書を受領されましたら、見積書の一番安価な解体業者に工事発注を行っていただいております。

○奥山委員

一番安価な解体業者ということですが、それが容易に一般の方が分かるのかどうかというのがあろうかと思えますけれども、後ほどまた、もしあればお答えください。今までの答弁の中で補助金申請に対して、解体撤去にかかる工事見積書とのことですが、何か条件があれば、ご説明をお願いいたします。

○都市建設部次長

解体撤去に関わる条件等ですが、解体撤去にかかる経費の見積書依頼先につきましては、市内に本店営業所または事務所等があり、家屋の解体及び撤去を行う資格を有する業者としておりまして、3者の見積りが必要でございます。なお、3者のうち1者は、申請年度における本市の建設工事有資格者名簿に記載されている解体業者の指名業者から見積りを一者必要としております。

○奥山委員

ちょっと通告にありませんでしたが、一般の方が、かなり年配の方もいらっしゃると思えますけれども、先ほどの本市の建設工事有資格者名簿の中の業者なのか、またそれ以外の2者から見積りを取るわけですけれども、見積りも有料なのか無料なのかいろいろあると思えますが、その辺について説明をその方に、申請者の方にされておられるのかどうか、お尋ねをいたします。

○都市建設部次長

今言われますご高齢の方もおられます。またご相談にこられる方が、県外の方もおられるものですから、飯塚市のほうで、当然パソコンで出ますので、飯塚市の1者の市の資格の方、有資格を持っている方というのは、うちのほうから案内を差し上げております。また、その他の解体業者の方が分からなければ、うちのほうでどこを指定というのはできませんので、一連の今まで解体の実績等の業者名を書いたものの名簿等もご参考として渡しております。その中で家が近いところとか、電話がしやすいところとか、解体工事にすぐ取りかかれるようなところを、ご相談があれば、ご助言をさせていただいて、解体見積りが、1日も早くできるようにしております。

○奥山委員

次に、実際の工事発注から、申請者が行った場合、工事完了するまでの期間がどのぐらい必要なのか、それを伺います。

○都市建設部次長

今申し上げましたとおり、申請者におきまして工事発注をしていただいております。工事発注後、解体業者さんの業者の請け負っている事情等もございしますが、おおむね2か月から3か月ほど期間を、解体を終えるまで要しております。解体工事等完了となりましたら、申請者様より完了報告書といたしまして、解体工事費にかかる請求書の写し、また、解体工事着工前、着工後、解体状況というような工事の状況が分かる写真を、お持ちしていただいております。それとともに解体工事により発生した産業廃棄物、こちらのほうが最終処分場までちゃんと処分を行ったという証明する産業廃棄物マニフェストE票というのをつけていただいております。必要書類等を全ていただき、完了報告の提出としていただいております。

#### ○奥山委員

今聞いただけでも、なかなか書類が、申請書が多いなど。これが1人でできるのかというふうになりますけれども、それでは、工事完了報告書を提出された後、申請者に対して、解体補助金を交付するまでの流れはどのようになっているのか、お尋ねします。

#### ○都市建設部次長

完了報告書の提出がなされましたら、当課職員において、解体工事が適正に完了されているかの現地確認を行っております。その確認が取れましたら、申請者に対しまして、補助金額決定通知書を送付しております。申請者より、その請求、要するに解体工事の最終金額、その見積書の請求がございましたら、その方の同一名義の銀行口座のほうに補助金を振り込む手続をしております。

#### ○奥山委員

一連の流れ、かなり期間も書類も大変だなというのがあります。最初にも市税の未納はないという申請もありましたし、それが、その方が出さなくちゃいけないのかどうか、市のほうで確認できるのではないかという部分と、確認させていただきますという項目さえつけとけばできるのではないかということと、あと完了報告の後に現地に見に行かれますね、本当に完了しているのかどうか、写真も前と後と撮るようになっていきますけれども、写真をまた印刷するのも大変な作業だろうと思いますが、この辺の書類の簡素化といいますか、もう少し考えていただきたいというふうに思いますので、今のところはこういう流れだろうというふうに思いますが、今後、まるっきり知らない家が、いきなり自分の所有者といいますか、相続人になっていたりということを、私も相談いただいております。中には目尾の地域だったのですが、いきなり飯塚市から、小倉の方だったのですが、お手紙が来て、家屋がもう危険家屋になっているということで、解体していただきたいということで、その方も前向きに業者から見積りを取って、さあ始めようというふうに思ったんですが、家の中には、そのときに先に、借家人といいますか、以前住んであった方の家財道具がまだ残っておりますので、解体ができないということで、もうあれから2年ぐらいになりますかね、そのままの状態です。いつ倒れるか分かりませんが、そのような家屋がまだまだありますし、土地と上物と、違うところが結構あったりですね、いろんな条件とかこれに当てはまらないものがあつたりしますけれども、この4月1日から、隣家の木の枝とか、草とかいうのが、ある一定の条件で切れるようになりますね。それは一定の、前もって言わなくてははいけませんけれども、木が出ている、枝が出ているので、切ってくださいねと、ある一定期間、2週間程度と書いてありましたけれども、2週間程度経っても、その方が切らない場合、こっちで切っちゃっていいというふうに法律も変わるようです。この家屋についても、そういうのが、市のほうで、どうしてもできない場合、また当然財産放棄等も出てくるかと思いますが、やはり積極的にどんどんどんどんやっていただければというふうにまだまだ私も回っていて、空き家は、皆さんも御存じのように空き家はいっぱいありますので、寄り添っていただいて、何とかまちの安全も含めて、やっていただければと思います。どうぞよろしくお願ひします。

#### ○委員長

次に、104ページ、賦課徴収費、徴収管理運営事業費について川上委員の質疑を許します。

#### ○川上委員

催告書が入っている黄色の催告業務センターと差出人名を書いた封筒を作る経費も、この予算に入っているのか、お尋ねします。

#### ○税務課長

令和3年度から市税等催告業務委託を開始するに当たりまして、税務課が専用封筒にかかる印刷製本費の予算を毎年度計上して策定しており、本業務委託の業務内容に、文書催告業務がありまして、市税等催告業務センターが問合せ等の対応を行うことから、問合せ先として、表記

したものでございます。先日質問委員が議案質疑にもございましたが、質問委員の言われますとおり、飯塚市市税等催告業務センターの表記がありますと、市税等の納付を促す文章が納付されることが第3者にも容易に連想されるおそれがございますので、改めて関係各課と協議を行い、今後の封筒作成におきましては、市税等催告業務センターの表記を改め、税務課表記に変更する等の対応を行ってまいります。質問がありました色付き用紙の使用でございますが、白色の文章ではなかなか気づかれにくいことが多いため、当催告業務センターとしましては、発送する文書につきましては、黄色の淡い色付の用紙を使用し、受けられた方が過度に反応しないようにと、ちょっと工夫して送らせていただいております。委託料と別に印刷製本費をとっております。

○委員長

次に、質疑事項一覧表以外の質疑を許します。質疑はありますか。

( 質疑なし )

質疑がないようですから、「第1款 議会費」及び「第2款 総務費」について、質疑を結びたいします。

暫時休憩いたします。

休 憩 14 : 14

再 開 14 : 24

委員会を再開いたします。

次に「第3款 民生費」の質疑を許します。

初めに、質疑通告をされております118ページ、社会福祉総務費、その他の社会福祉総務費について金子委員の質疑を許します。

○金子委員

118ページの生活困窮者自立支援相談支援等業務委託料についてお伺いいたします。まず、どんな事業なのか、教えてください。

○生活支援課長

この事業は、生活困窮者自立支援法のメニュー事業の一つで、令和4年度より開始しております。一般的な就労支援が可能な段階に至っておらず、直ちに求職活動を行うことが困難な方を対象として、日常生活の自立、社会生活の自立、就労活動の自立のための訓練を実施し、自ら求職活動ができる状態まで引上げ、将来的に就労を開始し、経済的にも社会的にも自立していただくことを支援する事業でございます。

○金子委員

かなり大変な事業だなと思いますけれども、具体的に活動内容について、もう少し詳しくお伝えください。

○生活支援課長

具体的には、ひきこもりや長期離職中の方、対人関係に不安のある方などに対し、就労準備支援員がアウトリーチでの面談等を行い、個別に支援を行います。相談者の現状の問題を把握し、それを改善するための個別の支援計画を作成し、短期、長期の目標を立て、それぞれの目指す自立に向けての活動を支援しております。一般就労や福祉的就労、福祉サービスの利用などを相談者の意向を確認しながら、長期にわたる支援を行っているところでございます。

○金子委員

令和4年度から開始してまだそんな日にちが経ってないと思うんですけれども、もしその成果が分かればお示しください。

○生活支援課長

本事業の成果といたしましては、日頃から他人とのかかわりに抵抗があり、社会から孤立された方が、支援員との面談を重ねることで、自身の就労に対する考え方が前向きになり、就職

合同説明会への参加や面接を受けるなどの行動ができるようになった方が少ないながらもあらわれたことが挙げられます。生活自立支援相談室に寄せられた、ひきこもり等の相談件数は、令和5年2月末現在で13件、そのうち支援実施者数は9人となっております。この中で就職に向けて、会社説明会等に参加するなどの何らかの活動ができた方は3人でした。相談者の目指す自立の姿はそれぞれ違いますが、1人でも多くの方が、現状から問題を改善し、自立へ近づけるよう支援を行っております。

○金子委員

私も何人かの市民の方から同じような相談を受けたことがございます。まず、この本人が、自分が引きこもっていて大変だっている状況が認識しにくい。また、家族の方もどこに相談していか分らないというようなことをよく伺いますが、担当課としてどのようなことが課題だと思われておりますか。

○生活支援課長

本事業の対象となられる方は、自ら相談に来るということが少なく、家族や周囲の関係者からの相談がほとんどとなっております。周囲からの相談があっても、ご本人には支援を受ける意思がない場合が多く、支援員が訪問を重ねても、なかなか対象者本人と面談できないケースもございます。そういったケースでは、長期にわたり、直接本人へのアプローチができず、電話やメールなどでのやりとりも受入れないという方が多いのが現状です。このような折には、ご家族と面談し、本人の近況を確認したり、支援につながるチラシ等を投函したりと、いつでも支援をしますということを確認して伝え続けることとしております。このように対象者との関係性を構築し、直接の支援に結びつくまでに長い時間を要するケースが多いこと。これも本事業の中では大きな課題であると考えております。

○金子委員

確かに本当に長い、息の長いというか、時々はまだ先の見えないこともあるかと思えますけれども、今後の取組はどのようにお考えでしょうか。

○生活支援課長

本事業は、まだ新しい事業であり、支援を必要としている方へ、本事業の情報が届いてない可能性もございますので、市のホームページやチラシの設置などにより、事業の周知に努めたいと考えております。また、潜在的な支援対象者がまだおられると考えておりますので、生活自立支援相談室でお受けする相談の中から、家族が引きこもっている、昼夜生活が逆転して社会生活に不安があるなどの困り事の短所を見逃さず、対象者の掘り起こしや情報収集に努め、支援につなげてまいりたいと考えております。また、支援員の資質向上のために、国や県、関係機関等の行う実践発表や、研修等へ積極的に参加するとともに連携を強化していきたいと考えております。

○金子委員

本当に息の長い大変な、お仕事だと思えますけれども、いろんな学校や地域と連携しながら、細かな取組をやっていただきたいと思えます。どうぞよろしく願いいたします。

○委員長

次の118ページ重層的支援体制整備事業の委託の内容については、金子委員より取下げがっておりますので、次に進みます。

次に、123ページ、障がい者福祉費、障がい者福祉事業費について金子委員の質疑を許します。

○金子委員

123ページの障がい者当事者団体等活動補助金についてご質問させていただきます。これは私が令和4年12月議会のときに、障がいのある当事者や家族の団体の活動を支援するための事業費の補助等について、一般質問をいたしました。その際の答弁としまして、現在の要綱

では、交付する団体名が明記されているために、新たな団体からの相談があっても、補助金を交付することはできないが、団体補助金の公益性、効果性、継続性等を勘案した上で、今後研究を行ってまいりたいと考えておりますというような答弁がございました。そのときから数えますともう3か月ほど経過しておりますけれども、この間、どのような取組を行ったのか、進捗状況をお尋ねいたします。

○社会・障がい者福祉課長

新たな団体を加えるのでは要綱の改正が必須となります。その改正内容、予算面等について、慎重に十分に検討を行う必要があります。現時点では、項目の洗い出しを行っている段階となっております。

○金子委員

項目の洗い出しを行っているということですがけれども、やはり既に3か月たっているんですよ。私も何人かの市民の方に話したら、そういうもう状況があっていることを全く知らなかったという話も聞きます。実際に交付を受けてないところも、そんなことがあったんだという、全く、もしあれば自分たちこんな活動ができたのにといい方もいらっしゃいますし、反対に交付を受けている方は、そういう状況があれば考え直さないといけないねという声も聞いております。しっかりした洗い出しをお願いいたします。まずは、団体の活動が活発化して、障がいのある方の社会参加と自立の促進が図られることが、飯塚市の目指す共生社会の実現に向けて、大変望ましいものと考えています。その活動費を支出するために、要綱改正が必要ですがけれども、どんな課題や支障があるのか、お尋ねいたします。

○社会・障がい者福祉課長

ほかの自治体も障がい児とか障がい者の社会参加と自立の促進等を図ることを目的とした障がい当事者団体等の活動支援のための補助金の交付を行っております。補助金交付要綱は、本市のように直接補助金の交付先を明記しているものもありますれば、会員数や活動実績の交付要件を示して、単年度ごとに募集し、審査を行った上で補助金を交付しているところ、様々な状況でございます。要綱改正におきましては、本市においてどのような補助金の交付方法が適切であるかというのを、十分な検討が必要であると考えております。

○金子委員

様々な自治体が様々な取組をされているということですがけれども、この要綱改正の検討をする中で、既存のもう既にいただいているような補助金交付団体にどんな影響があるのか教えてください。

○社会・障がい者福祉課長

交付金の交付要綱の改正を行う上では、交付する団体の要件や補助金額等、各項目において十分な検討を行い、また限られた予算の中で事務事業を見直していかなければなりませんので、補助金の事務手続や補助金額等について、何らかの影響が出ると考えております。要綱改正を行う上では、団体補助金の公益性、効果性、継続性等を勘案し、また既存の補助金交付団体とは、丁寧に十分な協議を進めることが重要と考えております。

○金子委員

この団体については、飯塚市さんが正直言うと団体さえが理解、どんな障がい者に関する団体があるのかというのは、承知されていなかったのではないかとというのが大きな問題だと思います。まず、どんな団体があって、どんな活動をしているのか、それを考えることが、飯塚市の障がいのある人またその団体を援助し、そしてその人たちが自立した生活につながるものだと思いますので、しっかり、まずは障がいのある人たちの団体について調査し、また要綱についても考えていただくよう本当に強く要望いたします。

○委員長

次に、123ページ、障がい者福祉費、障がい者福祉事業費について金子委員の質疑を許し



ます。

○金子委員

これは放課後等デイの話になりますけれども、令和5年度の給付費の状況、今後の推移について、どのようにお考えでしょうか、お示してください。

○社会・障がい者福祉課長

放課後等デイサービスの令和5年度の利用見込みは633人と試算しております。この数は令和4年度決算見込み509人に、新規見込み数を加算したものとなっております。これに伴い放課後等デイサービス給付費として、9億5071万7千円を計上しております。今後も児童発達支援給付費を含めました障がい児福祉サービス事業費は増加傾向と推察しております。

○金子委員

私も放課後等デイサービス、また児童発達支援給付費に関しては、何度もこの質問させていただき、しっかり考えるべきだというふうなことを申しさせていたおりました。2月14日の開催で、令和4年度第2回飯塚市障がい者施策推進協議会がありましたが、私は傍聴人として参加させていただいております。その協議会の議題にありました令和5年度からの放課後等デイサービスについての取扱いという項目がありました。令和5年度から、どのように取組内容を変えていくのか、説明をお願いいたします。

○社会・障がい者福祉課長

令和5年度から新たに取組む内容として放課後等デイサービスの更新に係る必要書類の提出についての内容を課題に挙げております。これは個々の子どもの状況に応じた発達支援の確認のため、主に手帳を有しない利用者への対応を検討しているものです。具体的にはこれまで現状では、新規の申請者については、医師の診断書等の提出を必須としておりました。小学校入学時に引き続き、児童発達支援から放課後等デイサービスに移行する場合につきましては、診断書等の提出を求めています。これを今後は、定期的に医師の診断を促すことで、障がいの状態や療育の必要性を適切な時期に把握、確認することで、障がい児通所支援サービス事業の充実を図っていかうとするものです。協議会において説明した対象者としては、1、障がい者手帳を所有している。2、特別児童扶養手当等を受給している。3、特別支援学級または特別支援学校に就学している。以外の方で普通学級に通学する小学生を対象としまして、対象者の手続時期としては小学校2年生、それから5年生の放課後等デイサービス利用の更新時とします。また更新の必要書類として、当該児童が療育訓練を必要とする内容は記載されました医師の診断書、診療情報提供書または意見書のいずれかの書式の提出を求めるものでございます。

○金子委員

障がい者手帳を持っているとか、特別児童扶養手当を受給しているとか、支援学級や特別支援学校に在籍している以外で小学校2年生、小学校5年生を対象に、再度診断書等を提出しているということ。本当にこう、本当にやはりたくさんの方が利用していて、ただの、ただのという語弊があるのかもしれないけれども、質の高いというか、療育になっているということが確認できないのではないかなというような相談も私も受けておりますので、ぜひ、しっかりとしたものやっていたらいいと思いますし、また、保護者に対してしっかりした説明をしていただきたいというふうに思います。大体令和6年の更新時期の小学校2年生、5年生と対象となる保護者は、当該児童が療育訓練を必要とする内容が記載された医師の診断書等を提出というふうにありますけれども、その対象となる人数はどのくらいの見込みだと考えておられますか。

○社会・障がい者福祉課長

現在の利用人数からの推測になりますけれども、更新時期を迎えるときの小学校2年生、5年生の対象人数は、約30名となる見込みでございます。

○金子委員

しっかりとした、また取組していただきたいと思いますが、この周知についてはどのように行っていけますか。

○社会・障がい者福祉課長

この取組の周知につきましては、5月以降に障がい児福祉サービス利用の保護者、計画相談員、事業所等に通知するように考えております。

○金子委員

ぜひ、しっかりと周知をしていただいて取組を進めてください。

○委員長

次に、124ページ、障がい者福祉費、障がい者自立支援事業費について金子委員の質疑を許します。

○金子委員

今度は、同じページでありますけれども、障がい者相談員謝礼金と相談体制、内容の確認について質問させていただきます。これは資料要求させていただきましたので、それを見ながら答えていただけたらと思っております。資料要求の分を出していただけてよろしいですか。はい、ありがとうございます。この障がい者相談員の設置目的、任期についてお知らせください。

○社会・障がい者福祉課長

障がい者相談員は相談支援を要する身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者や、その家族等の日常生活で生じる様々な問題について相談に応じ、同じ背景を持つ立場で、経験に基づく助言等を行うことで、障がいに関する相談機会の拡大を目的として、設置しているものです。現在、身体障がい者相談員9名、それから知的障がい者相談員4名、精神障がい者相談員3名の合計16名の相談員がごございます。障がい者相談員の任期は3年以内となっております。

○金子委員

この相談員の任期が3年以内となっておりますが、改選時期というのはいつでございませうか。

○社会・障がい者福祉課長

現在の委員の任期が令和6年3月までありますので、令和5年度中に次期の委員の改選事務を行います。

○金子委員

2ページ目を見ましたら平成24年の4月から行っているということの方も結構な数がいらっしゃるようですが、これはどういった理由でしょうか。

○社会・障がい者福祉課長

多分これは委嘱の方法によるものになりますので、ちょっと委嘱の内容を説明させていただきます。飯塚市障がい者相談員設置要綱第3条で委嘱というものがああります。それに基づきまして相談員を委嘱しております。その際には、身体障がい者相談員は、身体障がい者から、知的障がい者相談員は、知的障がい者から、それからその保護者から、精神障がい者相談員は、精神障がい者及びその保護者から選任することになっております。飯塚市では当事者団体、関連団体に推薦依頼を出し、推薦書に基づいて市長が委嘱しております。一応その結果ということになっております。

○金子委員

かなり年齢も高い方もいらっしゃいます。この当事者団体、関連団体に推薦依頼を出すということなんですけれども、どういう形で、当事者団体、関連団体を選んでいるのか、教えてください。

○社会・障がい者福祉課長

これまでうちのほうから委嘱状推薦の依頼を出している団体をずっと推薦しております。(発言する者あり) これまでうちのほう行っておりました委嘱の団体、そこに対してずっと委

嘱を行っております。

○金子委員

何で委嘱しているんですかと聞いているんです。

○委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 14:48

再 開 14:48

委員会を再開いたします。

○社会・障がい者福祉課長

もともと、これは県のほうの事業でして、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関連法律の整備に基づき、それまで福岡県の事業とされていた事業が権限移譲されました。飯塚市長が法令を根拠に相談員設置要綱を作成し、障がい者相談員と知的障がい者相談員を委嘱するようになったということでございます。精神障がい者については権限移譲ではなく市が独自に委嘱しております。（発言する者あり）もともとこれは県の事業だということですね。権限移譲されたときに法令を根拠に相談員設置要綱を作成しております。身体障がい者相談員と知的障がい者相談員をそのまま委嘱しております。なお精神障がい者相談員は県からの権限移譲ではなく、市が独自に委嘱しております。

○金子委員

やはりよく何で委嘱したかがよく分からない。恐らく、私が先ほど質問したように、どんな障がい者団体があって、どんなふうになんどの団体に活動していて、何というか市がしっかりとした調査をされてないから何十年も10年以上も、同じ結果になったのではないかと思うんですよね。やはりここも市がしっかりとした障がい者、またその団体について、詳しく調べなかった。市と団体が連携できていなかった結果だと思いますけれども、どういうふうを考えられますか。

○社会・障がい者福祉課長

現在、推薦依頼を行っている団体以外に、市内の近郊で活動している団体数が約24団体あると把握しております。その活動内容というのは、様々なんですけれども、今後の障がい者相談員について、その趣旨を理解し、賛同いただける団体がありましたら、改正時の一つの検討事項といたしたいと考えております。

○金子委員

ぜひお願いいたします。またこの年齢を見ますと、50歳代が2人、60歳代が5人、70歳代が6人、80歳代が3人というふうになっております。この年齢層、かなり高いので高齢化の状況がうかがえるんですけれども、市の見解をお伺いいたします。

○社会・障がい者福祉課長

現在の推薦団体、これにつきましては推薦依頼を行っていきますけれども、それ以外に先ほど申しましたように、24団体ほどございます。それで意向などを調べまして、賛同いただけたところには参加していただきたいと思っておりますので、そこである程度若返りが図れればと思っております。

○金子委員

今、高齢化となった原因を私は聞いているんです。

○社会・障がい者福祉課長

ちょっと繰り返しなりますけれども、先ほどから推薦依頼の団体が固定しております。その推薦書において、選任手続をしておりますので、年齢構成については、その結果としっかりと今のところ言いようがない状態となっております。

○金子委員

結局、やはりしっかり団体を調査していないからこの結果になったと思うんですけども、高齢化と言われて、年齢が若い人にはできないみたいなことも、話合いの中でも言われたんですけども、そんなこと私は絶対ないと思います。実際に障がいのある方たちの保護者は、女性活躍とか言われながらも、仕事をされなくて、子どもの介護をされている方がたくさんいらっしゃいます。本当にそれは本当に心が痛くなるぐらい、ずっとおうちにいられて、介護、子どものお世話をされている方がたくさんあります。ある意味、それは本当に大変な技術力とか知識を持った方です。ぜひ、この人たちの知識をこれから育とうとしている子どもたちのためにも使っていただきたい。飯塚市には、障がいのある人たち、子どものための事業があります。その中で、せっかく子どもの発達の相談というの、この表を見たら全くありません。当事者だから分かる辛さとか、そういうものをぜひ子どもの相談発達相談にも入れるような体制をつくっていただきたい。子ども発達支援センターというのがございますけれども、ぜひペアレントメンター性などを取り入れて、市民同士が語れる場をつくっていただきたいと思っております。要望で終わります。

#### ○委員長

次に、126ページ、社会・障がい者福祉費、その他の障がい者福祉費について金子委員の質疑を許します。

#### ○金子委員

すみません、何回も何回もいやになるくらいなんですけど、もう今回は、ちょっとこの障がい者の施策についての相談について、余りにも私は雑だったと思いますので、今回特に、この先ほどから申しておりますような要綱の改正、それから相談員の体制の在り方、また、これが最後になりますけれども、障がい者施策推進協議会の委員について、質問させていただきます。まず、この障がい者施策推進協議会の設置目的、委員構成、現在の委員の任期について教えてください。

#### ○社会・障がい者福祉課長

飯塚市附属機関の設置に関する条例により、規定された障がい者施策に関して調査・審議することを目的とした市長の附属機関となっております。協議会の所掌事務としましては、1、障がい者及び障がい児の自立支援、その他総合的な施策の推進に関する事項、2、障がい者及び障がい児施策等に関する長期計画の策定に関する事項、3、障がいを理由とする差別の解消の推進に関する法律に規定する障がい者差別解消支援地域協議会が、その目的を達成するために協議すべき事項、その他、障がい者及び障がい児施策に関し必要な事項となっております。これらの事項について協議をする場として設置しているものでございます。委員は、協議会規則第4条で定める社会福祉関係者、障がい者及び障がい児福祉団体の代表者、教育関係者、学識経験を有する者、関係行政機関の代表者、このほか市長が特に必要であると認める者として、具体的には市民公募を行っているもので、全体として15名で組織しております。委員の任期は、令和4年4月1日から令和6年3月31日までの2年間となっております。

#### ○金子委員

この委員の委嘱については、どのような手続で行われているのか教えてください。

#### ○社会・障がい者福祉課長

飯塚市障がい者施策推進協議会規則第4条に基づき、市長が委員を委嘱しております。その際には、社会福祉関係者、障がい者及び障がい児福祉団体の代表者、教育関係者、学識経験者、関係行政機関代表者から選任しており、飯塚市では、各所属団体から推薦状をいただき、推薦状に基づいて市長が委嘱しております。公募委員に関しましては、市内在住の方で、障がい者福祉に関心のある方を募集し、公募委員選考会を行い、2名を選考しております。

#### ○金子委員

私も名簿について、ちょっとよく見ましたところ、まずちょっといろいろと、もう本当にこ

れよく見られたのかなというのが、何年変えてないんだろうというのが正直私の感想です。原則15名としておりますけれども、このうち現在、女性は何名ですか。

○社会・障がい者福祉課長

15名のうち6名でございました。ただ1人、民生委員が変わりましたので、その関係で女性の方が男性に代わった関係で今5名になっております。

○金子委員

先ほど紹介させていただいたこの飯塚市審議会等の設置及び運営に関する規定というのがございますが、その中で飯塚市男女共同参画プランに掲げる女性委員の登用率の目標数値が達成できるよう、積極的な女性の委員の選任を努めるものとするのとあります。実際、現在の登用率は御存じですか。あと目標達成率です。

○社会・障がい者福祉課長

女性の登用率の目標数値は40%以上60%以下となっております。今現在は、もともと40%を取りあえず達成しておりましたけど、先ほど説明しましたように、民生委員の交代がありましたので、今のところ33.3%となっております。

○金子委員

できれば15名いれば、7人か8人にするというような考えでやっていただきたい。この公募は、どちらも男性ですよね。ここを反対に女性半分にすれば、登用できたと思います。ぜひこの辺も考えていただきたいと思います。もう一つ、この規定の中で、通算3期または6年を超えないものとするのとありますけれども、超えている方がいらっしゃるのではないかと思うんですけれども、そこはどうなっておりますか。

○委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 15:00

再 開 15:01

委員会を再開いたします。

○社会・障がい者福祉課長

実際ちょっと何期というのは今ちょっと手元で分からないんですけど、長い方というのは一応4名いらっしゃいます。

○金子委員

長い方というような言い方ではなくって、6年以上という方が何人いらっしゃるか、教えてください。

○社会・障がい者福祉課長

暫時休憩いたします。

休 憩 15:02

再 開 15:02

委員会を再開いたします。

この質疑を保留して、次に行きます。次に、129ページ、児童福祉総務費、保育士確保対策事業費について金子委員の質疑を許します。

○金子委員

保育士確保対策事業のうち、保育所等業務効率化推進事業費等の補助金について、保育士の負担軽減になる事業だとこれは思いますけれども、その事業内容と予算の内訳について教えてください。

○保育課長

保育士確保対策事業のうち、保育士の負担軽減につながる事業につきましては、私立保育所等が行う4つの事業に対して補助を行っております。

1つ目は、保育所等業務効率化推進事業につきまして、業務ICT化を図るためのシステム導入費用の一部を補助するもので、要望調査の結果、3施設から要望があり、基準額1施設当たり100万円、施設に対しての国と市の補助割合が5分の4でございますので、1施設当たりの補助額は80万円、3施設で240万円を計上いたしております。

2つ目は保育体制強化事業でございますが、保育に係る周辺業務に人材を活用するため、施設が負担する人件費に対して補助を行うことにより、保育士の就業継続と離職防止を図り、働きやすい職場環境を整備するもので、要望調査の結果、14施設から要望があり、1施設当たり基準額月額19万円、1施設当たりの年間の補助額が228万円、14施設で3192万円を計上いたしております。

3つ目の保育環境改善等事業では、園児の睡眠中の事故防止対策に必要な機器の購入費用の一部を補助するもので、要望調査の結果、1施設からの要望があり、1施設当たりの基準額50万円、施設に対しての国と市の補助が4分の3でございますので、37万5千円を計上いたしております。

4つ目の保育補助者雇用強化事業費補助事業は、保育士の業務負担を軽減し、保育士の離職防止を図ることを目的として、保育士資格の有しない保育補助者の雇い上げに必要な費用を補助するもので、要望調査の結果、11施設からの要望があり、定員121人未満が1施設当たりの基準額年額230万9千円、9施設で2078万1千円、定員121人以上の1施設当たりの基準額が年額461万8千円、2施設で923万6千円、合計で3001万7千円を計上しております。

#### ○金子委員

4つの事業がかなり要望されて、大きくなったことは大変うれしいと思いますけれども、実際に私立のほうの保育園の方に聞いたところ、やはりこの事業があったとしても、その責任は、一人一人の保育士にかかっている。だからこそ、配置基準を市の基準で変えてほしいということを要望されておりました。国の基準といっても、最低基準です。子育てを頑張るというのであれば、その補助的なものでなく、本質的なところを変えていただきたいというふうにこれは思います。では、同じように修学資金貸付事業費、生活資金貸付事業費などが、保育士の確保につながる事業だと思っておりますけれども、その事業内容と予算の内訳についてお尋ねいたします。

#### ○保育課長

保育士確保対策事業のうち、保育士の確保につながる事業につきましては、保育士就職支援事業、修学資金貸付事業、生活資金貸付事業がございます。

保育士就職支援事業につきましては、保育士資格を有し、私立保育園等に保育士として、新たに就職した者に対し、支援金を交付するもので、保育士就職支援助成金として400万円、事務費等合わせた事業費といたしましては、418万8千円で計上いたしております。

修学資金貸付事業につきましては、市内に住所を有する者等のうち、県内の保育士養成施設で修学する学生で、市内の私立保育所等で常勤保育士として業務に従事しようとする者に対し、修学を援助するための資金を貸し付けるもので、保育士修学資金貸付金として2700万円、事務費等合わせた事業費といたしましては、2706万円を計上いたしております。

生活資金貸付事業につきましては、保育士養成施設を卒業後2年以内に市内の私立保育所等に常勤保育士として新規採用され、常勤保育士として業務に従事する者に対し、生活を援助するための資金を貸し付けるもので、保育士生活資金貸付金として858万円、事務費と合わせた事業費といたしまして、863万円を計上いたしております。

#### ○金子委員

これ資料をよく見ますと前年度よりも全て予算が減っておりますけれども、その理由を教えてください。

○保育課長

この3つの事業につきましては、当初予算を計上するに当たり、私立保育所等に対し、10月1日現在の翌年度以降3年間の採用計画を提出いただいております。その採用予定人数の合計に、平均新規採用率を乗じていた人数を、新規採用者見込み数としており、令和5年度は30人、令和6年度は22人、令和7年度は23人で見込んでおります。その採用見込み者数により、支援金及び貸付金を算出したしております。

保育士就職支援助成金につきましては、令和5年度の当初予算額は、採用見込み者数30人で計算しており、令和4年度の当初予算額では40人で計算しておりましたので、10人の減、金額で申しますと、100万円の減額となっております。

修学資金貸付金につきましては、令和5年度の当初予算額は、令和6年度の採用見込み者数を令和6年3月卒業者、2年生として22人、令和7年度の採用見込み者数を令和7年3月卒業者、1年生として23人として見込み、年額上限の60万円に、それぞれの採用見込み者数を乗じて計算をいたしております。令和4年度の当初予算額は、2年生が34人、1年生が35人で計算しておりましたので、24人の減、金額で言えば、1440万円の減額となっております。

生活資金貸付金につきましては、令和5年度の当初予算額は、現在貸し付けを行っている令和3年度採用者7人、令和4年度採用者3人、新規での令和5年度採用見込み者数30人で計算しており、令和2年度の当初予算額は、貸し付けを行っていた令和2年度採用者9人、令和3年度採用者6人、令和2年度の採用見込み者数40人で計算をいたしておりましたので、貸付人数合計が15人の減、金額で申しますと318万円の減額となっております。

○金子委員

これ本当は、減った理由をよく考えると、本当は大変なことになっているなというふうに思います。保育士就職支援助成金に関しては、だんだん採用が減っているということとか、落ちついてきたのかなという思う面もあるので、これはちょっと別として、修学支援資金貸付事業に関しては、そもそも保育士になろうとしている人が減っているということではないかと考えます。また、保育士生活資金貸付金に関しても、もともと令和4年は40人で計算していたけれども、結局人数が少なかったから今度は30人にしようということ、実際にこれを利用する人が減ってきているために、これが予算が減ってきたということは、やはり保育士にそもそもなっている人も減っているのではないかと思いますけれども、この現状についてどのようにお考えでしょうか。

○保育課長

保育所を目指す学生の方が減っているということは、もう全国的なニュースでも出ております。またこの計算上でいきますと、市内の私立保育所等に、実際の採用見込み者数を聞いておりますので、逆に言えば退職者が減っているというか、前年度減っているということで採用枠が減っている場合もございます。まず全体的に保育士としての目指す方が減っている部分と、その退職者が今年度につきまして減っているということでの、保育士の数になっているかと思っております。

○金子委員

保育士の就職の問題は私もいいと言っているんです。だから修学する人が少ないこととか、生活資金を借りようとしていないことに関してどのようにお考えですかというふうにお伝えしています。

○保育課長

数字として減っているということでございますので、目指す方が少ないということと、周知等について、また工夫をしていく形をとりたいと思っております。

○金子委員

ほかの自治体を見たら様々な工夫をして保育士になろうとする方、またなっている方の助成があると思いますので、調査研究して、しっかりと支援していただくような方策を考えていただきたいと思います。

○委員長

次に、129ページ、児童福祉費、保育士確保対策事業費について川上委員の質疑を許します。

○川上委員

この間努力をしてきたわけですけれども、この事業による効果をどういうふうに見ておるのか、お尋ねします。

○保育課長

効果につきまして、保育士確保対策事業の中につきましては、保育士の業務負担を軽減し、保育士の離職防止を図る事業を4つ実施しておりますが、保育士の業務負担が軽減され、保育士の離職防止につながっているものと考えておりました、現場で働く保育士の減少が抑制されるということ、その分受入れができる児童も増えるということから保育士確保及び、こういった待機児童の解消等にも貢献しているものと考えております。業務負担が軽減されることで、保育士の児童への関わる時間が増えて、保育士の質も向上し、保育士としてのやりがいにつながっているものというふうに考えております。また保育士確保につながる事業は3つございまして、実施しておりますが、修学資金につきましては学業に専念できる環境が整えられていること。また、就職支援事業及び生活資金貸付事業につきましては、保育士になってからの生活の援助を受けることで、保育士として勤務することができること。保育士の確保につながっているものというふうに考えております。

○川上委員

基本的には処遇改善を進めながら、それによって待機児童をゼロにしようということだったと思うんです。それでここで効果を尋ねる場合は、待機児童の状況が、この状況からこの状況に変わったんだと。社会情勢で子どもの動きというのももちろんあるでしょうけど、この効果というのを、そういうふうに待機児童の変化という点で答弁できますか。

○保育課長

待機児童につきましては、令和3年度から待機児童ゼロという形になっております。そこにつきましては保育所が新設されたりとか、幼稚園がこども園化になったりといった形の定員増にございますが、保育士の人数が増えることによって、児童を預かれる人数が変わってきます。現状の制度でいきますと、保育士を1人採用することで、ゼロ歳児が3人、1歳児・2歳児では6人、3歳児は15人、4歳児以上で30人の子どもを保育することができるようになりますので、そういった形でこの事業を行ってきたということは、待機児童に貢献しているものというふうに考えております。

○川上委員

一つのことだけで待機児が解消というのは、なかなか困難だということなんだろうけど、先ほど令和3年から待機児童がゼロという形になっているという微妙な言い回しでしたけど、統計上ゼロなんですね。

○保育課長

待機児童はゼロでございます。

○川上委員

それでは隠れ待機児童の状況をお尋ねします。

○保育課長

今、質問委員が言われてありましたのが、隠れ待機児童という表現で飯塚市は未利用児童というふうに呼んでおりますが、令和5年3月1日現在の未利用児童につきましては、56名の



方が未利用児童という形になっております。

○川上委員

今度の予算計上、この事業費の予算計上はこの56人、それから来年度以降のこともあると思うんだけど、この隠れ待機児童までゼロにするということを課題としたこの事業費になっているでしょうか。

○保育課長

未利用児童につきましては、今、3月末が一番人数的には増えてくるんでございますが56名います。ただもう、保護者のほうがこの保育所という形で指定園、この保育所だけという形で指定される方がその中の半分、27名いらっしゃいますので、そういった方につきましては、こちらからいろんな保育施設をご案内いたしましても、ここと、ここと、ここがいいとかそういった形でも指定をされてきますので、なかなかその解消するには難しいのかなというふうには感じております。

○川上委員

29人のほうはどうなんですか。

○保育課長

残りの29名の方につきましては、育児休暇中ということで23名の方が、自宅で保育をされている状況でございます。また、6名の方が、現在休職中という形で、入所自体が保留されているという形になっております。

○川上委員

まず26人は、希望しているから、隠れ待機児童の中にカウントしているんでしょう。

○保育課長

そのとおりでございます。

○川上委員

その保護者にしてみれば、保育が欠けるので、ぜひお願いしたいというふうに、言っているわけですね。それから休職中という6人は、市役所が休職中は対象ではないとか、何とか言っているわけですか。

○保育課長

休職中の方につきましては、まず申請をしていただいたときに、2か月間休職中でも保育所のご案内のほうはさせていただいておりますが、2か月を過ぎますと、まだ求職活動が継続しているかどうかということも確認を含めまして、その後についてはもう、就職が決まるまでについて、こちらのほうは未利用児童という形での保留という形になっております。

○川上委員

そして最初に言われた27人なんですけど、これは保護者がここでなきゃ駄目だというような、何か市役所としては、わがままを言っているというような捉え方されているわけですか。

○保育課長

質問委員が言われたような部分で市としては捉えておりません。当然希望されているところに入所を、私たちも努力して入所できるように調整いたしておりますけど、例えばもう定員がいっぱいのところで、そこでもやはりそこがいいという方がいらっしゃるということで、入所ができない状況がある方が27名いらっしゃるということでございます。

○川上委員

基本的には施設は大丈夫ですと。保育士が確保できれば、必ず隠れ待機も含めて、ゼロにできるということでもなさそうですね、今の話だと。

○保育課長

この指定園を希望されている方につきましては、もう定員いっぱいのところというところがございまして、保育士さんを増やすということでも、もう定員に達しておりますので、入所

ができないという形になります。

○川上委員

そうしますと、この事業をさらに充実強化しながら同時に必要なところに保育所そのものを造っていくということが求められる。その場合は民間民間と言わないで公立の保育所で対応すると。そうすると処遇改善という保育士を希望する人たちの要求と、それから新たに公立をつくると、適切な規模の。入れるということで、保護者の要求がかみ合うんじゃないかと思うんですね。そういう発想するためには、あなた方は未利用と言うけれども、その行政から隠れた、目から隠れた、あるいは隠された待機児童ということになるんで、これを解消する、ゼロにするという目標を持っていかないと、この事業をこれまでやってきた成果はあると思うが、漫然と延長線上に置いておくだけではないかと思うので、ちょっと費目が違うかもしれないけど、公立保育所を適切なところに適切な規模で配置していくということとかみ合わせて、初めてこの対策事業は意義を高めていくのではないかと思います。これはちょっと、指摘をしておきたいと思います。

○委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 15 : 25

再 開 15 : 25

委員会を再開いたします。

先ほど保留しておりました障がい者施設推進協議会委員について、答弁を求めます。

○社会・障がい者福祉課長

申し訳ありません。先ほど準備不足でございました。大変申し訳ございません。今現在ちょうど改選期に当たりませんが、委員で6年を超えた委員というのは7年目の方は3名、11年目の方が1名、19年目の方が2名で合計6名となっております。

○金子委員

マイクをもう少し有効に使ってください。

○社会・障がい者福祉課長

そしたら言い直させていただきます。7年目の方が3名、それから11年目の方が1名、19年目の方は2名の合計6名が、今6年以上の任期となっております。

○金子委員

6年までと言っているにもかかわらず、7年目が3人、11年目が1人、19年目の方が2人という本当にこれはしっかりやはり見直さないといけないというのがはっきり分かりますよね。この年齢ではなくて、今度は年数ではなくって、区分についてお伺いいたします。これはもともと、これは誰のためにある協議会なんでしょうか。

○社会・障がい者福祉課長

この協議会は障がい者、障がい児の方のためにある協議会でございます。

○金子委員

この15名中、障がい者当事者は何人いらっしゃいますか。

○社会・障がい者福祉課長

当事者は一応1名でございます。当事者1名でございます。

○金子委員

15人中1名。では、家族の方は何人いらっしゃいますか。

○社会・障がい者福祉課長

障がい者の家族の方は2名でございます。

○金子委員

いろいろ聞いていきますけれども、推薦団体が病院の方がいらっしゃいます。この方はどの

ように区分されているでしょうか。

○社会・障がい者福祉課長

現在の区分では学識経験者のほうに入っております。

○金子委員

どちらも1人の方はソーシャルワーカー、1人の方は病院の理事長ということでございますが、学識経験者と表記されるのは、やはり違うのではないかというのが私の意見です。ではこの中で、社会福祉関係者という方がいらっしゃるけれども、何人いらっしゃいますか。

○社会・障がい者福祉課長

4名おられます。

○金子委員

それぞれの理由があって、やはり合併等の理由があって、いらっしゃるかと思えますけれども、やはりこれ障がい者のもので、管理者や理事長が、障がい当事者のことを言えると私は思いません。障害者権利条約の中で、自分たちのことは自分たちで決めるという理念の下に進んだという経緯があります。飯塚市の障がい者施策推進協議会は、残念ながら当事者1名、家族が2名、とても障がい者が、当事者が意見を言える場になっているとはとても言えません。この中で、ある市民の方が言っていました。自分は言いたいことたくさんあるけれども、いっぱい知識のある方たちとか、身分のある方たちの中では、役職のある方たちの中では、自分のような発言はとても言えないということをおっしゃっていました。何のために、誰のためにある推進協議会なのか、しっかり考えて、次の改選時には、しっかり協議をしてやっていただきたいと思えます。もう一つおっしゃいますと、この中に、市長が認める者、審議会の中には、3つ審議会に入られるという方も、3つ入っている方もいらっしゃいます。本当に必要なのか、しっかり考えていただきたいと思って、この質問を終わらせていただきます。

○委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 15：30

再 開 15：40

委員会を再開いたします。

次に、130ページ、児童福祉総務費、未来の地域人財応援事業費について奥山委員の質疑を許します。

○奥山委員

未来の地域人財応援事業費については、新規事業ということで、今日、みえていませんが、片峯市長に対し、大変評価をいたしております。まず、財源も含めて、どのような事業なのか伺います。

○子育て支援課長

未来の地域人財応援事業でございますが、未来を担う子どもたちの成長を応援するまちとして、本市が独自事業として行うもので、単費で行います。事業内容といたしましては、本市の未来を担う人材である子どもたちを養育している世帯の経済的負担の軽減を目的として、出費がかさむ小学校中学校の入学時に、1児童当たり5万円の経済的支援を行うものでございます。さらに、養育中のお子様がたくさんおられる多子の子育て世帯の経済的負担の軽減を目的に、第3子以降のお子様を出産された世帯に対しまして、お子様1人当たり10万円の応援金を支給するものでございます。

○奥山委員

次に、市の独自事業ということですが、また入学時のお祝い金は、あまり私も耳にしたことがありませんが、近隣市町村でも同様の事業が行われているのか、お尋ねいたします。

○子育て支援課長

私どもが調べたところでは、近隣では、田川市で、中学校の入学準備金として5万円を交付しておりますが、こちらは、生活保護受給者や就学援助の認定を受けてある方は対象とされていないというふうに聞いております。

○奥山委員

それでは、飯塚市は、所得状況等の制限はあるのか、どうかを伺います。

○子育て支援課長

本市においては、所得制限等は考えてございません。生活保護受給世帯や就学援助認定を受けている方を含めまして、公立、私立にかかわらず、小学校中学校に入学するお子様をお持ち、飯塚市に住民票がある全ての家庭を対象と考えております。

○奥山委員

初めての事業ということで大変お喜びされると思います。さきの代表質問でも質疑もありましたけれども、改めてお伺いますが、この事業は単年度事業なのかどうかをお願いいたします。

○子育て支援課長

さきの本会議の代表質問の答弁と重なりますけれども、未来の地域人財応援事業につきましては、国の子育て世帯への財政的支援の拡充動向や、本市の財政状況等を考慮しながらとはなりますけれども、産み育てやすいまち飯塚の実現のため、複数年での継続を視野に、事業実施をしてみたいと考えております。

○奥山委員

複数年ということでしたが、この事業は、未来の飯塚市の人財を応援するわけですから、恒久的に継続いただければというふうに思います。最後になりますけれども、新規事業であり、第3子以降の子どもさんは、将来100万円ぐらいを応援できるように、例えば今回いただいた方が、大人になり、子どもさんが生まれたときに、私たちのときは10万円やったけど、あなたはこんなに多くなったよというような、自信を持って、また飯塚市に住み続けていただけるように、拡充されることを将来にわたって、希望したいというふうに思いますので、よろしくをお願いします。

○委員長

次に、130ページ、児童福祉総務費、その他の児童福祉総務費について金子委員の質疑を許します。

○金子委員

子ども家庭総合支援拠点運営事業費についてお尋ねいたします。子ども家庭支援員、虐待対応専門員、子ども家庭総合支援員の専門職員のそれぞれの人数はどのようになっているのか、お尋ねいたします。

○子育て支援課長

子ども家庭支援員は3名、虐待対応専門員は4名、専門職員であります心理担当支援員が1名、弁護士が1名、医師、小児科の医師になりますけれども、こちらが1名を配置しております。さらに令和5年度は、市の支援員たちに対し、専門的見地から、職務遂行に必要な技術について指導及び教育、アドバイスなどを行っていただくために、児童福祉士である児童相談所OBのスーパーバイザーを1名配置する予定としております。

○金子委員

専門職員は別として、子ども家庭支援や虐待対応専門員の資格は、どのようになっていますか。

○子育て支援課長

子ども家庭支援員につきましては、社会福祉士が2名、保健師が1名、虐待対応専門員は教員免許を有したものとなっております。

○金子委員

では、その身分はどのようになっているのでしょうか。

○子育て支援課長

子ども家庭支援員3名のうち、社会福祉士である2名は任期付職員、子ども家庭支援員の保健師及び虐待対応専門員である4名は、会計年度任用職員、そのほかの子ども家庭総合支援員の専門職員は非常勤特別職として、配置しております。また令和5年度に配置いたしますスーパーバイザーについては、委託で行うように考えております。

○金子委員

子ども家庭総合支援拠点の設置の効果は、どのようにお考えですか。

○子育て支援課長

令和4年4月の拠点設置以降、本市では、毎週拠点会議を行い、全ての情報提供があったケースと、支援の難航しているケースなどについて協議を行っており、市として、管理職を含めて、情報共有を行うとともに、小児科医や弁護士などの専門職からのアドバイスを生かした支援を検討し、必要に応じて、田川児童相談所との協議も行っております。これまで家庭児童相談員たちが抱えていたケースそれぞれに、複数の職員の意見が反映され、拠点の機能が十分に発揮されることにより、子どもたちやその家族、また特定妊婦への適切な支援が行われているものと考えております。

○金子委員

毎週拠点の会議を行っているということで情報共有ができていることは、本当に評価できるものだと思います。また、本当にこう様々な事例が複雑で深刻化されているものがあると思いますので、かなり専門職が必要だと思います。話を聞いたところによりますと、やはり会計年度や、任期付職員など専門職の方の身分が私はまだまだ不安定だと思います。ぜひ、正職員として社会福祉士を雇用していただくよう要望してこの質問を終わります。

○委員長

次に、130ページ、児童福祉総務費、その他の児童福祉総務費について川上委員の質疑を許します。

○川上委員

取下げます。

○委員長

取下げということでございますので、次に移ります。131ページ、児童福祉総務費、その他の児童福祉総務費について奥山委員の質疑を許します。

○奥山委員

ヤングケアラー世帯の日常生活支援事業委託料について伺います。令和3年度に私が一般質問をしておりますが、初めに再度、ヤングケアラーの定義についてお尋ねをいたします。

○子育て支援課長

ヤングケアラーとは、法令上の定義はございませんけれども、令和2年度に厚生労働省が行った実態調査において、年齢や成長の度合いに見合わない重い責任や負担を抱え、本来大人が担うような、家族の障がい、病気、精神疾患のある保護者や祖父母の介護などや、年下の兄弟の世話などをすることで、自らの育ちや教育に影響を及ぼしている18歳未満の子どもというふうに定義されております。

○奥山委員

最近では、CM等でも流れております。それほどやはり多くのヤングケアラーの方がいらっしゃるんだというのが分かります。次に、一般質問の際に市として、どのような支援を考えているのかと質問しましたが、今回の事業は、その支援の一環として捉えていいのか、また、具体的にどのような形で生活を支援するという事なのか伺います。

○子育て支援課長

一般質問の際には、ヤングケアラーにつきましては、早期に発見して、適切な支援につなげていくことが必要でございますが、家庭内のデリケートな問題であることなどから、表面化しにくい構造であり、また、社会的認知度が低い現状があります。支援が必要な子どもがいても、子ども自身や周囲の大人がそれに気づくことができないことで、発見しにくいといった課題があり、その課題を解決するためにも、まず、子ども自らや周囲の大人たちに対し、ヤングケアラーについて正しい認識をしていただくため、周知をしていくことが大事なことだと考えているというふうにお答えをしておりました。令和5年度予算では、ヤングケアラーの早期発見と必要な支援につなげるための体制を構築するため、それに特化した相談員の配置を考えております。この相談員が、まず市内の小学校、中学校、高校の学校を訪問し、事業の周知を図りながら、不登校児童や様子の気になる子どもたちの情報から、ヤングケアラーの可能性のある子どもたちを早期に発見し、必要に応じて、家事や家族の世話などの日常生活を支援するヘルパーの派遣を行うという支援へつなげていきたいというふうに考えております。また、相談窓口では、子ども自身が使いやすいSNS等を活用することで、より相談しやすい体制にしたいと考えております。

#### ○奥山委員

ヤングケアラーに特化した相談員ということで、令和5年度、次年度、配置を考えておられるということで、前回も不登校について質問したときに、スクールカウンセラーさんというのが、各学校に巡回しながらやってあるとは別でよろしいですかね。

次に、ヤングケアラーの支援を既に実施している自治体があるということを伺っておりますが、どのような効果が上がっているのか、分かる範囲でいいのでお知らせください。

#### ○子育て支援課長

本市で他市の状況について、正式な調査を行ったことはございませんけれども、福岡県内では、既に福岡市、北九州市、久留米市が専門の相談窓口を設置、支援を行っているという聞いております。これらの市では、主に相談業務が主となっており、相談者への助言や、見守り支援メニューなどへのつなぎなどを行っているそうですけれども、効果につきましては、まだ明確にはかれるようなものはないというふうに伺っております。

#### ○奥山委員

最後要望になりますけれども、先ほども不登校のスクールカウンセラーであったり、今回、次年度から配置されるヤングケアラー相談員等、やはり子どもに寄り添って、私たち大人が早期に発見してあげることがやはり重要だなというふうに思います。それをするためには、やはり「ひと・もの・かね」ではありませんが、やはり力を入れるところに、人材をたくさん投入、また予算等もつけていただき、皆さんが早期にそういう子どもさんが1人でも少なくなるように願っております。最近も、私が見かけた事象ですけれども、女の子どもさんやっただすかね、中学生前後ぐらいだったと思いますが、よく年配の女性の方が引かれるカートを持ってスーパーのほうに行かれておりました。かなり重い荷物、荷物というか、買い物をして帰ってこられるんだらうなというふうに思いましたけれども、その方がヤングケアラーかどうか分かりませんが、やはり自分の身の回りにも、こういうお子さんがいるんだなというのを見まして、早く気がつけるような体制を整えていただければと思います。

#### ○委員長

次に、同じく131ページ、児童福祉総務費、その他の児童福祉総務費について金子委員の質疑を許します。

#### ○金子委員

ヤングケアラーについて、関連してお尋ねいたします。実は私は、この子どもが相談しやすい相談窓口という件に関しては一度、一般質問でさせていただきましたが、そのときにはまだできていないということでしたが、今回子どもが利用しやすいというところでは、本当によか

ったなと思っております。ヤングケアラーに特化すると言われても、結構それがいろんな問題を抱えていて不登校だったり、虐待だったりすることも考えられるので、いろんな場面を想定しながら、相談していただいたらと思いますけれども、どのように周知をされるのか教えてください。

○子育て支援課長

先ほども申しあげましたけれども、相談員たちが小学校、中学校、高校を訪問し、日頃から児童生徒と接していらっしゃる先生方から情報収集を行っていきまして、また、チラシやパンフレット、また児童生徒へ相談先等を記載した周知カードを配布するなどして、子どもたち自身からの声を拾い上げたいというふうに考えております。

○金子委員

周知の仕方なんですけど、やはり結構子どもは、身の回りでデザインとかによって、持ち物によって、相談しやすいなと思うこととか、このチラシを見ても心に響かなかつたりすると思いますので、ぜひデザインを、丁寧な子どもが目を引くようなものにしていただきたいと思っております。ぜひよろしく願いいたします。

○委員長

次に、131ページ、児童福祉総務費、その他の児童福祉総務費について金子委員の質疑を許します。

○金子委員

今回は子どもの居場所づくり支援事業費についてお尋ねいたします。現在の状況はどのようになっているのでしょうか。

○子育て支援課長

子どもの居場所づくり支援事業では、子どもの地域における居場所づくりと子育て支援を目的に、子どもやその保護者に対し、無償または低額で食事の提供を行うこども食堂を運営する団体に対しまして開設、拡充経費、及び運営経費の補助を行っているものでございます。現在、こども食堂を運営し、補助申請を行っている団体は5団体というふうになっております。また、こども食堂の立ち上げや運営のための情報提供、助言、相談等の支援を行うコーディネーターを配置しておりまして、先日、3月2日でございますけど、研修会を開催したばかりでございます。このコーディネーターにつきましては、自らも県内外において、こども食堂の開設や学習支援等を展開しているNPO法人いるかに委託して行っております。

○金子委員

では、現在の状況が分かりましたけれども、今後の展望をお聞かせください。

○子育て支援課長

こども食堂につきましては、答弁いたしましたように、5つの団体が市内各所で、現在こども食堂を開催していただいておりますけれども、市内全ての地域を網羅した開催とはなっておりません。市内の全地域でこども食堂が開催されるよう、こども食堂コーディネーターとともに、さらなる周知を図り、実施を検討しておられる団体や、興味があるがやり方が分からないといったような団体また地域コミュニティなどへ積極的にアプローチをいたしまして、事業の拡大を図っていききたいというふうに考えております。

○金子委員

ぜひこれよろしく願いいたします。大人が連れていくのではなくて、子ども自身が好きなとき、歩いて行けるといふか、そういう子ども自身の目線でつくっていただけたらと思っております。どうぞよろしく願いいたします。

○委員長

次に、131ページ、児童福祉総務費、その他の児童福祉総務費について川上委員の質疑を許します。

○川上委員

子ども医療費ゼロということで、本市が嘉麻市水準の制度に引き上げるのに必要な財源は幾らぐらいか、お尋ねします。

○医療保険課長

今回、令和3年度の実績から試算しましたところ、約6200万円が必要となっております。

○川上委員

今回、予算計上に当たり、このことは考慮されていないようですけれども、どういう検討したのか、お尋ねします。

○医療保険課長

本市の子ども医療費助成につきましては、令和2年10月に、通院に係る助成を小学生から中学生までに拡充いたしました。また令和3年4月からは県の助成制度も始まり、2年が経過しようとしています。先ほど申しましたけど、年間約6200万円の財源が必要であり、恒久的な制度とするためには市の財政状況も考慮する必要があると考えております。

○川上委員

それは考慮するって、誰が考慮するんですか。

○医療保険課長

財政当局のほうとも数字をすり合わせていかなくちゃいけないかなと思います。

○川上委員

今回は考慮したんですか。

○医療保険課長

繰り返しになりますけど、現在としては6200万円の財源が必要となっておりますので、今年は考慮しておりません。

○川上委員

予算計上していない、予算に反映していないのは分かるんだけど、どういう検討して、そういう判断をしたのか。あるいは、検討もしなかったのか。どのぐらい、あなた方が冷たいかをはかりたいわけね。

○医療保険課長

医療費につきましては、今のところこの制度で約2年間やってきております。また6千万円も必要でございますので、今年については考慮しておりません。

○川上委員

検討もしていないということを言っているんでしょう。そうなんですか。

○医療保険課長

今年度については検討しておりません。

○川上委員

原課が飯塚市にお金がないのではないかとか、何か想定外の心配して、提案もしきらないようでは、しょうがない。それで、やはり副市長のほうから、何かどうですかというような場面ってなかったんですか。

○市長職務代理者副市長

予算を作成するに当たりましては、当然私もみんなと協議をしながら、予算というのはつくっていくわけなんですけど、今ご質問いただいているこの医療分については、私のほうから提案等を行っておりません。

○川上委員

6200万円という額は、市全体の予算規模のことを考えれば、大きい数字ではないんです。それで嘉麻市ができていて、飯塚市ができていないことによって、どういう問題が生じているかという、これまで指摘したことがあるけど、基本的には、早期発見・早期治療で子どもの命



と健康を助けると。だから受診を促進する役割を、この自己負担制度が担っているのか、それとも、逆に受診抑制の方向に向かっているのか、まず考えて、そして予算のことを年度途中からでもやるべきだと思いますよ。これは指摘して、終わります。

○委員長

次に、133ページ、児童措置費、私立保育所等保育措置事業費について奥山委員の質疑を許します。

○奥山委員

子どもの安心安全対策事業費の補助金について、これはもう国のほうで義務化されました送迎用バスの安全装置のことだろうというふうに思いますが、本市の事業内容についてお伺いします。

○保育課長

子どもの安心安全対策支援事業費補助金につきましては、送迎用バスへの置き去り防止のための機器の設置及びICTを活用した見守り機器を導入する市内の私立保育所、幼保連携型及び保育所型のこども園に対し補助するものでございます。

○奥山委員

導入するというか、これはもう義務化ですからね。全ての園がやらないといけないと思えますけれども、送迎用バスの置き去り防止のための機器を設置する園への補助金について、具体的な事業内容と、予算の内訳についてお答え願います。

○保育課長

送迎バスへの置き去り防止機器を設置する園への補助金につきましては、送迎用バスの置き去り防止を支援する安全装置リストに掲載されている装置の機器が対象となっております。その機器では、送迎バス車両後部に押しボタン式などの装置を取付け、エンジン停止後、運転者等に車内確認を促す車内向けの警報を発し、運転者等が置き去りにされた子どもがいないか、確認をしながら、車内を移動、車両後部の装置を操作することで、警報の解除が可能となります。車内の確認と装置の操作が行われないうちに一定時間が経過すると、さらに車外向けに警報を発する、降車時確認式の装置やエンジン停止から、一定時間後にカメラ等のセンサーにより、車内の検知を開始し、置き去りにされた子どもを検知した場合には、車外向けの警報を発する自動検知式の装置などがございます。このような機器を設置する私立保育所やこども園に対し、補助を行うものですが、送迎バスを運行している園は1園のみで、補助金の予算額は、安全装置機器の設置費用の18万円を計上いたしております。またこの補助金につきましては、国からの補助率が10分の10でございます。

○奥山委員

送迎バスを運行している園は、1園のみということで、保育所ですから、当然幼稚園はバスを持ってあるでしょうけど、保育所は持ってないということなんですか。今後、持たれる場合等もこれを活用というか、利用していただきたいと思えます。

次に、ICTを活用した見守り機器を導入する園への補助金について具体的な事業内容と予算の内訳についてお願いいたします。

○保育課長

ICTを活用した見守り機器を導入する園への補助金につきましては、ICTを活用した子どもの見守りサービス、GPSやBluetoothを活用したシステムなどの安全対策に資する機器等を導入するための経費が補助対象となり、私立保育所及びこども園に対し補助するものでございます。市内の私立保育所、幼保連携型及び保育所型のこども園は25園ございまして、補助基準額は1施設当たり20万円以内、補助割合は国が5分の3、市が5分の1、事業者5分の1となっており、予算計上額といたしましては、1施設当たり16万円。25施設でございますので、400万円を計上いたしております。

○奥山委員

次に、先ほどちょっと申し上げましたが、幼稚園にも、送迎バスがあると思いますけれども、補助は行わないのか、伺います。

○保育課長

市が補助するのは、市内の私立保育所、幼保連携型及び保育所型のこども園でございまして、それ以外の幼稚園、幼稚園型のこども園、届出保育施設は、県のほうで補助することとなっております。

○奥山委員

県と市で分かれておりますけれども、設置したかどうか確実に見ていただきたいと思います。

次に、補助金には市が補助する、県が補助する施設が分かれておりますけれども、児童の安全のために、市として市内の送迎バスを運行している施設が安全装置を設置しているかどうか、全て把握すべきではないかというふうに思いますが、いかがですか。

○保育課長

市内で送迎バスを運行している施設につきましては、その全てを把握しております。現在11施設が運行しており、昨年11月に、11施設の全てにおいて、送迎バスの監査、実地調査も行っております。安全装置は、令和6年3月31日までに設置することとされておりますが、来年度に入りまして、随時安全装置設置の有無について確認を行っていききたいというふうに考えております。

○奥山委員

最後になりますけれども、来年の3月ということでしたが、昨年の12月に、これは内閣府を中心としたところで決定されております。またこの6月、7月、8月、また今年は10年に一度の高温といえますか、暑くなるというような予報も出ておりましたので、次年度、令和5年度に入りましたら早々につけていただいて、また確認を行っていただきたいと思いますので、よろしくをお願いします。

○委員長

次に、140ページ、青少年対策費、児童センター・児童クラブ運営事業費について川上委員の質疑を許します。

○川上委員

事業費が4億1995万3千円と計上されています。委託料の考え方についてお尋ねします。

○学校教育課長

児童クラブの運営委託料につきましては、支援員、事務局の人件費のほか、児童クラブで使用する消耗品や通信費等で積算をしております。委託料にかかります令和5年度の予算要求が3億2272万2千円。前年度比較で3301万5千円の増額で要求しております。

○川上委員

事業の規模、施設の状況、子どもの状況などについて、概要をお尋ねします。

○学校教育課長

令和5年3月1日時点の数字でございまして、令和5年4月の入所見込み数ですが、申請数ですけど、2307名でございまして。令和4年度は定員2910名に対しまして、4月現在の児童数が2242名でございましたので、前年度と比較しますと、60名ほど入所が増加すると予想しております。

○川上委員

全体として、大きく増えている傾向があると思うんですけど、特に小中一貫校の場合などは、想定していたので、いろいろ工夫ができると思いますが、していると思いますが、急増しているためにももとの施設では足りずに、学校本校を使っているというようなところは、どのぐらいありますか。

○学校教育課長

まず、使用する教室になりますが、小中一貫校、小中一貫校の児童が利用する児童クラブにつきましては、4校いずれも併設する児童センターの集会室を使用しております。残る15の児童クラブでは、児童館の集会室中心にして、学校の教室を活用して運営をしております。合計しますと51教室ございますが、児童館の集会室が37、学校の教室が14というふうになっております。

○川上委員

もともとの施設から離れたところで、学校の施設を使ってるところ、具体的にどういったところがありますか。

○学校教育課長

児童クラブと学校が離れているところですが7か所ございます。いずれの児童クラブにつきましても、支援員2名を定数配置しております。立岩、飯塚東、飯塚、鯉田、片島、大分、上穂波となっております。

○川上委員

これ今のお話だと、そこに支援員を2名加算しておるといことですかね。

○学校教育課長

2名定数配置をしております。

○川上委員

しかし現実的には、休みの体制とかで、2名が加算した2名がフルで活動できているかどうか、確認していますか。

○学校教育課長

支援員2名で困難な場合がございます、先ほどのような状況がございますが。最初の委託先の事務局から支援員の資格を持った事務局の方が、職員が入ったりということをやっております。

○川上委員

それで目標どおり配置しているんだけど、それでも足りないという状況があるということをおっしゃっているんでしょう。

○学校教育課長

委託先でございますNPO法人飯塚市青少年健全育成連絡協議会からの報告では、令和5年3月1日現在の支援員数が124名になっております。51教室の2名配置につきまして、これで102名、障がい児童への対応に必要としております14名含めて、基準を満たす配置数としては、116名となりますから、現状では、支援員数は充足というふうに考えております。

○川上委員

先ほど、状況によって事務局から、資格を持っている人が行くと言われましたでしょう。どこに行っていますか、学校名はわかりますか。

○学校教育課長

対応の困難な場合であったり緊急の場合等ございますので、その状況、その都度、その都度、支援の体制が変わってくるということになっております。

○川上委員

現実には今言われたように、51施設の2で102ですから、何とかなっているというような、最初ことかなという感じだったけど、現実的には事態が生じたときには事務局から行くということなんでしょう。ですから、全体としては、委託料の考え方、最初に聞きましたけど、現実的にはなかなか支援員の方が、採用しにくいという局面もあるのかもしれないけど、もっと待遇改善しながら支援員をしっかり確保していかないとね。そして必要な人数を、基準を上げていかないと、そうした学校が7校ですか、危険がまわりついてくるのではないかと

ていうふうに心配しているんです、特にここは。それから、施設の問題についてお尋ねしますが、遊戯室とか、児童館とか、そうしたところ、最近大変暑いわけですが、エアコンが整備されるというような計画は、検討していますか。

○学校教育課長

現時点では未定でございます。

○川上委員

未定なんですよ。だから、検討を始めたりしていないかということを知っているわけです。

○学校教育課長

現在のところは検討しておりません。

○川上委員

しない理由がありますか。

○学校教育課長

現在のところ、扇風機等で換気等を行いながらやっておりますので、そのような状況で対応しております。

○川上委員

今のお話だと、しない理由はないという答弁になりますけど、確認していいですか。

○教育部長

確かに遊戯室のほうに、現在エアコンのほうはつけておりませんが、特段ご要望といったところもちょっとお話はお聞きしておりませんが、今課長が申しましたように、換気しながら、窓を開けて、遊戯を行うことで、十分行われているというふうに認識をしております。

○川上委員

それがしない理由ですか。今のもしない理由にはならないわけでしょう。今のしない理由ですか。

○教育部長

しない理由というよりも、まあ現状で充足をしているというふうに、ちょっと現在は認識をしているところでございます。

○川上委員

必要ないという見解を示されたわけですよ。そしたら必要でないかどうか、この議論は、教室の冷房、エアコンの問題のときにもうさんざん十何年も前から議論してきているわけですよ。だから、実態を調べてください。室温、そのときの室温、子どもたちが何度の状態で過ごさせられているか、過ごしているかというのを調べてもらえますか。

○学校教育課長

委託先と協議をしながら、検討してまいりたいと思います。

○川上委員

委託先と何の協議するんですか。

○学校教育課長

遊戯室のほうで、どのぐらいの頻度で使用されているのかとか、通常そのエアコンがきいた部屋で子どもが過ごす場合があるので、どのぐらいの時間いるのかとかですね。その辺りを聞き取りしながら、対応していきたいと思っております。

○川上委員

施設の責任は、市が負っているわけでしょう。だから委託先が何の責任がありますか。だからあなた方が調査をすると決めたら、行けばいいではないですか、そこに。学校教室の冷房の問題について、あれはものすごい時間かけたんですよ。現場の調査しないから、なかなか。現場の調査をする、教室の調査をする、室温を計るということになるまで、ものすごい時間かかったでしょう。この問題も現場に行って、室温を計ったらいいではないですか。青少年に任せず

に。支援員は、もう温度計を見る暇があったら子どもを見とかないかんわけやからですね。だからあなた方が、教育委員会がきちんと調べるということでしたらどうですか。ちょっと答弁できますか。

○教育部長

課長のほうが申しましたのが、実際おっしゃられるとおり、施設の管理責任については市の方にございますけれども、その運用、遊戯室の方を、いつ、どういった形で使うのか、果たしてそれは本当にそのときに使わなくてはならないものなのか、そういったところを十分委託先の方と協議確認しながら、検討していきたいというふうな内容でございます。

○川上委員

そしたら一遍一緒に行きましょうよ。子どもたちが過ごしている現場に。行ったことありますか。一緒に行きましょうよ。そして室温を計りましょう。子どもが涼しいと、窓を開けていると本当に涼しいと。砂ぼこりも入ってこないし、これでいいというふうに言うかどうか。子どもにも聞きましょう。いいですか。

○教育部長

確認の方法、確認の時期につきましては、こちらのほうで委託先の方と十分協議しながら行っていきたいというふうに考えております。

○川上委員

涼しい日とかに行っても仕方がないので、だから私と一緒にいきましょう、議会とね。学校のエアコンのときにそういうことが幾らでもあったの。だから子どもに暑いか、涼しいか温度をその場で確認するというのが一番大事なんです。委託業者は、委託先やから、あなた方が目を三角にしていたら、なかなかうんと、物言えないかもしれないでしょう。だからそういう子ども目線で現場を見ましょう。ちょっとこれ要求しておきます。終わります。

○委員長

次に、141ページ、青少年対策費、子育て支援事業費について金子委員の質疑を許します。

○金子委員

141ページの産前・産後生活支援事業費について、利用実績と広報についてお尋ねいたします。資料要求させていただいておりますので資料の提示をお願いいたします。まず、この利用実績についてお尋ねいたしますが、事業内容についてどのようになっているのか、ご説明をお願いいたします。

○子育て支援課長

産前・産後生活支援事業につきましては、妊娠中、つわりや貧血、息苦しいなど、体調不良が見られたり、出産後は、睡眠不足や、育児に対する不安や疲れなどで体調を崩すことがございます。産前・産後生活支援事業では、市内に居住する妊産婦が、そのような体調不良で家事や育児を行うことが難しい場合に、支援員を派遣し、家事や育児のお手伝いをする事業というふうになっております。

○金子委員

すみません。この登録者数は分かるんですけど、利用者数というのをもう少し詳しくお伝え、説明してください。

○子育て支援課長

こちらの事業を利用させていただく場合、まず登録申請をしていただきますので、それが登録者数になります。利用者数というのは、実際にこの事業を使われた方というふうになっております。

○金子委員

この資料を提出していただいておりますけれども、利用実績が少ないように思いますが、広報や今後の展望についてお聞かせください。

○子育て支援課長

委員がご指摘のとおり、令和4年度は1月末現在で、前年度に比べては微増となっておりますけれども、利用件数は全体に少ないように感じております。こちら以前から利用期間について、里帰り出産などをしますと、産後の利用期間が短いというふうなご指摘をいただいておりますので、令和5年度からは利用期間を産後16週までとなっていたものを、産後12か月以内として、さらに利用しやすい制度となるように、現在準備をしております。広報につきましても、来年度の新規事業であります妊産婦運動相談事業や、子ども・子育て応援事業などの伴走型相談支援事業の機会などに、妊産婦の負担軽減のため、本事業の周知を行ってまいりたいというふうに考えております。

○金子委員

子育てが孤立した保護者は大変つらいという話をよく本当に聞きますので、ぜひこの伴走型ということで、周知のほどよろしくをお願いします。

○委員長

次に、145ページ、扶助費、生活保護扶助事業費について川上委員の質疑を許します。

○川上委員

追加資料の9ページに資料いただいておりますので説明をお願いします。

○生活支援課長

提出資料9ページの扶助状況推移、過去10年間の表を御覧ください。生活保護の各扶助と施設事務費等につきまして、平成25年度から令和3年度までの決算額と令和4年度は予算額で表示しております。本市の被保護者数が、平成24年12月をピークに徐々に減少してきておりましたことから、全体的には年々決算額が減少してきております。その中で、介護扶助につきましては、高齢化の進行に伴って、全体の扶助費の中で、割合が上がってきている状況です。被保護者数の減少につきましては、この推移表の最初の年になります平成25年度当初では、被保護者数6804人、保護率52.1パーミルであったものが、年々減少し、本年度当初には、被保護者数5182人、保護率で41.2パーミルとなっております。この間に、被保護者数で1622人、保護率で10.9パーミルの減少となっております。

○川上委員

生活保護の相談、そして申請、そして決定ということになりますね。それぞれがどういうふうな状況か、お尋ねします。

○生活支援課長

申し訳ございません、手元に相談申請開始状況の資料がございませんので、この場でお答えできません。

○川上委員

相談もなかなかしにくいんだけど、行けば扶養照会とか、そういうので親戚とか言われるから、大変嫌な気分ということで、相談そのものもためられる場合があるんだけど、相談したらこういう扶養照会とかあるんですよと、車もあるけど、だから、結局は申請に至らないというようなことがあるわけですね、全国的に。本市の場合は、この申請率というのがどういうふうに推移しているか。利用しやすく、それから離れやすいというか、自立しやすい、そういうような保護の精神に立った、保護法の精神に立ったことができているかどうかというのは心配するわけですね。ですから、この申請率が、まず申請率がどういう傾向をたどっているのか、落ちていないか、そういう心配しているわけです。実感として答弁できることがありますか。

○生活支援課長

相談全体の中での申請に至った申請率というものまではちょっと出てないんですけども、今年度の状況で、私の感覚でお話しさせていただきますと、今年度になりまして、生活保護申請の件数は、若干、前年度までに比べますと、増えてきている感覚はあります。相談、申請に

相談を受ける内容、体制につきましては、相談者に対して制度の内容の説明を十分にした上で、確かに先ほど、川上委員が言われました扶養調査のこととかいったところに、また車の保有とかいうところに、相談者が生活保護の申請に至るまでも、若干の抵抗といたしますか、そういった抵抗感のようなものがあることも感じておりますけれども、制度上、実際に必要な扶養調査につきましては、しっかりと説明をした上で、ご理解いただいた上で、申請していただくというように努めております。

○川上委員

この間、生活保護の申請件数が急激に、コロナの下で伸びなかった要因の一つに、社会福祉協議会からの貸付制度があったと思いますが、これが終了しました。これによって相談あるいは申請が伸びてくるのではないかと思います、どういう見込みですか。

○生活支援課長

社会福祉協議会の生活福祉資金につきましては、先ほどおっしゃいました令和4年9月末までで受付のほうを終了しております。これを貸し付けを利用された方から、利用が終わった方からの申請というのが、今年度、前年までに比べますと少し増えてきております。令和2年11月から、そうした方々の申請が散見されるようになりましたけれども、各年度において、生活福祉資金の貸し付けの利用後に、保護の開始になられた世帯数が、令和2年が14世帯、令和3年度が29世帯、令和4年度が2月末で32世帯になっております。これらの方々の中には、稼働年齢で身体的には就労が可能ながら就労に至らなかった方もおられましたけれども、病気や高齢で働けないといった方も多く含まれております。先ほどの質問のときにもお答えしましたように、令和3年度までと比べまして、今年度はこの社会福祉協議会以外の方からも、貸付金利用者以外の方からも、申請の増加は感じております。

○委員長

川上委員、質疑時間が5分になりましたので、よろしくお願ひします。

○川上委員

そこで、そういう増加傾向に全体としてあると思うんですけど、これがなかなか困難なハードルとなっているのが、車の保有問題。これについては別にも聞きましたので、柔軟対応を国は求めているということは確認しております。先ほど答弁の中で、扶養調査をするんだと言って、強調されたような答弁がありましたけど、よく説明したと。国会では、扶養調査は義務ではないということになって、厚生労働省もあなた方のところに通知を出しているはずなんです。しかし、あなた方は現場では、扶養調査を当然のごとく、ケースワーカーもさせられているとか、しているわけですよね。この義務ではないんだというのを、福祉事務所の中で、徹底できているんですか。

○生活支援課長

質問委員がおっしゃいました厚生労働省の扶養調査に関する通知というのが、令和3年2月26日付で発出をされております。この中では、扶養の期待のできない方というのがそれまでは、70歳以上の方、70歳以上の高齢の方や、未成年の方、また一定期間音信不通の方といったか方々が、扶養調査を実施しない対象ということになっておりましたけれども、それに加えて、著しく関係が悪くなっている状況の扶養親族、借金を重ねている間柄とか、相続問題で対立している、縁が切られている、あと、先ほど申しました一定期間の音信不通というのが、もともとは20年程度というふうな規定でありましたが、10年程度というふうになっております。そのことにつきましては、こういった関係悪化の状況にある間柄の扶養親族につきましては、できないということは、所内で徹底はしておりますけれども、相談者の中には、扶養親族にそうした関係悪化がなくても、関係性が良好でも、知らせてもらうのが嫌だといった方がおられますので、そういった方については、その確認だけはさせていただかなくてはならないといったところを、しっかりと説明をさせて対応させてもらっているところでございます。

○川上委員

しっかり説明というのは、これは条件付なんですよというような説明になっているんじゃないんですか。国会ではこれこれの場合は調査義務はありませんとか、調査の義務ありませんとか、そういうこと言っていないでしょう。原理原則上、法律上必要はないことを、国会で認めているのではないですか。しっかり所内で、意思一致するのであればそこを意思一致する必要がありますよ。それから、医療移送費の問題です。病院に行くときに通院費を応援する、扶助する仕組み。あなた方がきちんと説明したと思うが、後で聞いてなかったということがありましたという説明がある時あるけど、説明できてない場合もあるわけね。その場合、遡ってもらいたいという場合、パソコン上3か月まではいいですよとか言われることがあるわけですよ。法律上、どこまで遡れるのか、お尋ねします。

○生活支援課長

先ほど説明していないというお話がありましたけれども、私どもは、生活保護の相談や保護の開始時に、生活保護のしおりを用いまして、相手の方に制度の内容の説明をしております。その際にこの医療移送費につきましても、内容の説明を差し上げているところです。ですが、先ほどおっしゃいましたけれども、受給者の方の中には、そのことを御存じないといった方もおられますので、そういう機会がございましたので、そのための医療移送費に関するチラシとか、そういったものを被保護者の世帯に口座振替通知への同封とか、窓口支給の保護費の窓口支給のときにチラシを配布したりということをして去年と一昨年実施をしております。それから、ケースワーカーには担当する被保護者世帯の方に、通院方法についての確認をして、交通費を要している方で、移送費の申請がない方には、直接移送費の申請について案内をするようにということも、所内で改めて指示をしております。最後に言われました、どれだけ遡れるのかという部分になりますけれども、医療移送費を含みます生活保護費の遡及支給の取扱いにつきましては、平成28年4月8日付で、県の保護援護課長通知が発出されております。それによりますと、生活保護費の遡及支給の限度は、発見月から前々月までとするとなっております。発見月を1月目としますと、3か月分の遡及ができることとなっております。

○川上委員

それは法律に照らして正しいのかということを知っているわけですよ。法律的に言って、何に基づいてそれが言われているのかというふうにも聞いてもいいんですけど。法律上、5年とか遡れるんじゃないかということを知りたいわけですよ。そこのところ調べていないんですか。

○生活支援課長

先ほどの通知の中に、ただし書のような形で5年の遡及についても書かれてありますけれども、それにつきましては、被保護者の方から福祉事務所へ申請書が提出されていて、その申請に対して福祉事務所が給付を実施していなかった場合で、被保護者の方に、過失がない場合は遡及して、5年間を限度とすることができるということが書いてあります。

○川上委員

生活保護を受けている方が病院にかかる、その瞬間に移送費扶助が発生するではないですか。そもそも生活保護は、口頭でも生活を申請できるわけですから。あなた方が十分に承知しているではないですか。この方が病気で病院にかからないといけないというのは。だから、改めて紙に書いて申請がないから紙に書いて出してから3か月だとかいうような木で鼻をくくるといいますか。ということではいかなんでしょう。だから、実際に考えてみてください。生活保護の決定する。病院にかかる。そしたらもう現実問題として移送費の申請ということになるではないですか、口頭でも。だから、5年遡るといっている方ではないですか、3年の人もあるかもしれないけど。そこのところ、きちんとする必要があるんじゃないですか。ちょっと答弁を求めます。

○生活支援課長



申請をするという意思を示していただければ、申請書を実際にも書けない人はおられますので、そういったときは代筆したりすることは、実際やっております。医療移送費につきましては、病院にかかられてある方全てが移送費が発生しているかというのと、そうでもございません自分で歩いて行かれてある方もおられますし、親族の方から送ってもらっているといった方もたくさんおられます。ですのでケースワーカーにそこら辺の内容確認をしながら、実際に交通費が発生している方には、申請を促して、移送費の不支給につなげていくというようなことをやっているところでございます。

○委員長

川上委員、質疑時間が1分を切りましたので、よろしく申し上げます。

○川上委員

ですから3年という場合は3年で、最長5年まで、実質的にその方が移送費が発生しているという場合は、5年に遡って、あるいは3年に遡って申請して、それ受理してくれますか。

○生活支援課長

5年遡及につきましては、3年も含めてですけれども、3か月を超えておりますので、それにつきましては先ほどご説明しましたとおり、申請が、被保護者のほうから出ていて、うちが出していないのかといったところになってくると思います。まずそれと含めて申請の意思を示されてあったのに、うちが出していないということであったのであれば、そこはきちっと証明できるのであれば、対応しなくてはいけないとは思いますが、そもそも申請が出ていなかったという部分になってきますと、3か月を超えた遡及の取扱いというのは難しいと思っております。

○川上委員

議論はかみ合っていると思います。保護を受けている方が、あるいは利用している方が病気で病院に行っている、知っているではないですか、ケースワーカーは。そして移送費が発生するかどうかも分かるでしょう。移送費が発生しているのは知っているのに、あるいは知る立場なのに、移送費の申請を、支給の申請を、享受義務ってあるではないですか。だから自立の指導でしょう。だからそれやれていないという状況の下では、そこまで遡って申請しますよ、移送費の。

○委員長

川上委員、質疑時間がなくなりましたので本委員会の質疑時間は50分と定めておりますので、最後の質疑としていただきますようお願いいたします。

○川上委員

だからバス代が160円とか280円じゃないかと、あなた方は言うかもしれないけど、それで生活しているのではないですか。食事をとって、お湯を沸かして。だから目の前に、病院に行っている、くどいけど。もう移送費が発生していると分かっているのになぜそれを出さないのか。申請を促さないのか。これ責任は重大だと思います。したがって、該当する人が、移送費の申請を遡ってした場合は必ず受理してもらいたい。答弁してください。

○生活支援課長

病院にかかっていることにつきましては、傷病届があつて要否意見書をケースワーカーが交付するという流れになっておりますので、病院にかかられてあることはケースワーカーが把握をしております。そのときに移送費について、移送費についての説明を改めてするということは、これまでやってなかったのではないかとはいえますけれども、それ以前に生活保護の開始のときに、一応、皆さんにお知らせをしておりましたので、そこについて、忘れてある方がおられるということでお話を伺ったことから、この頃課内でも、病院にかかられてある方について再度確認して、移送費の案内を再度しなさいというような取扱いにしております。申請を遡ってという取扱いについて、できるのかできないのか、そこにつきましては、その過去に遡っ

での申請、もともと出ておりませんので、それを遡って処理するということができませんし、先ほどおっしゃったケースワーカーが把握しておりながら、申請をさせなかったのではないかなというようにお話もありましたけれども、決してそんなことはしておりません。今後こういうことがないように、しっかり対応はしていきたいと、移送費についての周知も、保護開始時には一旦はしているんですけれども、再度自覚されていない受給者の方について、個別にチラシを配るだけではないで、個別に案内をしてということもやっておりますので、今後は漏れなく、申請していただいて、支給していくという方向でやっていこうと考えております。

○委員長

川上委員、質疑時間がなくなりましたので、よろしくをお願いします。

次に、質疑通告一覧表以外の質疑を許します。質疑はありませんか。

○鯉川委員

134ページ、病児保育事業についてお尋ねいたします。病児保育事業は、嘉飯圏域定住自立圏連携事業として、飯塚市、嘉麻市、桂川町の児童を預かってもらえると思いますが、間違いありませんでしょうか。

○保育課長

そのとおりでございます。

○鯉川委員

それでは、病児保育事業の事業内容について教えていただけますでしょうか。

○保育課長

飯塚市では、病気の回復期にある児童、または病気の回復には至らないが、入院治療を必要とせず、当面の症状の急変が認められない児童を預けることができる病児保育事業を市内2か所で行っており、対象は生後2か月から小学校6年生までとなっております。定員は合わせて9名で、利用料金は1日2千円となっております。

○鯉川委員

では次に、嘉麻市は病児を預けることはできませんが、病気回復期の児童を預けることができる病後児保育事業を、保育所に併設して行っています。桂川町は、病児保育事業、病後児保育事業どちらもやっていないと思いますが、間違いありませんでしょうか。

○保育課長

質問委員が言われるとおりで、聞いております。

○鯉川委員

福岡県は、令和5年度予算が可決すれば、病児保育事業の保護者負担を無償化すると言っておりますが、本当でしょうか。

○保育課長

そのように承知しております。

○鯉川委員

平日の昼間の時間帯で飯塚市で行っている預かり事業は、その他どのようなものがあるのか、対象と利用料と併せて教えていただけますでしょうか。

○保育課長

市内の認定こども園や保育所で行っている一時預かり事業がございます。対象は、保育所等に通っていない就学前の児童で、保護者負担や施設によって利用料金が異なりますが、公立の施設では、1日1800円となっております。その他、子育て支援課が行っている事業となりますが、片島児童センターが行っている休日等子育て支援事業がございます。対象は小学校1年生から6年生の児童で、1日1千円となっております。また、ファミリーサポートセンター事業は、生後6か月から小学6年生までのお子様を対象となりますが、利用料金は、9時から19時まででは1時間500円となっており、9時以降に8時間預けた場合は4千円、それ

と交通費、労働報酬として、「まかせて会員」さんにお支払いいただくことになっております。

○鯉川委員

私は、病児保育事業のみを無償化すれば、病後児で本来ならば、一時預かり事業の対象となる児童も、病児保育事業にお願いされるケースが出てくるのではないのかなと危惧しておりますが、飯塚市としてはどのような見解をお持ちでしょうか。

○保育課長

病気の回復期にある児童につきましては、病児保育事業の対象となりますが、病後児の児童は、一時預かり事業の利用をお願いしたいというふうに考えております。

○鯉川委員

核家族化が進み、共働きの夫婦の児童が病気になって、保育所に預けることができないときに、病児保育事業は大切な事業と思っております。嘉飯圏域定住自立圏連携事業として、病児保育事業を行っておりますので、当然、嘉麻市、桂川町の児童の受入れもする必要がありますが、無償化になって、今の定員9名で大丈夫と思いでしょいか。

○保育課長

無償化が決定した場合は、9名の定員では定員オーバーになる可能性があるというふうに考えております。

○鯉川委員

病児保育事業の無償化について事前に福岡県とは打合せなどをされましたでしょうか。

○保育課長

事前の打合せは行っておりませんが、現在、県が説明会を開催し、事業内容の説明を伺ったところでございます。

○鯉川委員

病児保育事業の無償化は、働きの夫婦にとって非常にありがたい話ですが、それよりも本当に困ったときに、病児保育事業が利用できることが何より大事だと考えますが、どのような見解をお持ちでしょうか。

○保育課長

今、質問委員の言われるとおりでというふうに考えております。

○鯉川委員

子育て支援事業には飯塚市が独自で行っている事業、福岡県と飯塚市が行っている事業、国と飯塚市が行っている事業、また国、福岡県、飯塚市で行っている事業があると思います。先ほど言いましたように、私は無償化よりも先に子育て支援事業が困ったときに、低額な料金で利用できることがとても大事だと思っております。しかしながら、令和5年度より、福岡県が病児保育事業の保護者負担を無償化し、また福岡市が第2子の保育料を完全無償化する予定でございませう。それならば飯塚市も若い世代を呼び込むために、保育所で行っている一時預かり事業、片島児童センターで行っている休日等子育て支援事業、ファミリーサポートセンター事業等について、国及び福岡県と協議して、保護者負担の無償化に向けて動かれてはいかかかなと思ひます。岸田首相も、異次元の少子化対策、子ども予算倍増と言われておりますが、どうお考えでしょうか。そうすれば、病児保育事業に児童が偏らないと思ひますが、見解をお尋ねいたします。

○保育課長

質問委員が言われますように、ご提案いただいた様々な子育て支援事業を無償化することで、さらに子育て支援の充実が図られ、産み育てやすいまち、本市の目標像へと近づいていくものと考えております。本市独自の財政負担での早急な無償化は、現状では難しいものがございませうが、そのようなご意見につきましては機会を捉え、国、福岡県へ要望してまいりたいというふうに考えております。

○鯉川委員

福岡市が第2子の保育料完全無償化となれば、飯塚市から福岡市への人口流出を大変心配しております。何とぞよろしく願いいたします。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

( な し )

ほかに質疑がないようですから、「第3款 民生費」について質疑を終結いたします。

お諮りいたします。「議案第4号」につきましては本日の審査をこの程度にとどめ、明3月14日午前10時から委員会を開き、審査したいと思いますが、ご異議ありませんか。

( 異議なし )

ご異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。これをもちまして、令和5年度一般会計予算特別委員会を散会いたします。お疲れさまでした。